

明治廿七年十二月二十六日禮拜三

MAGAZINE No. 4209

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

NO. 1. JANUARY, 1904.

VOL. XVI.

明治廿七年五月創刊

每月一回二十日發行

# 監獄協會雜誌

明治三十七年

一月二十日發行

第十七卷

第一號

監獄協會發行

第十七卷第一號目次

第十六卷第十二號目次

○會 說	初刊の聲	(一頁)	○會 說	不具未成年者の處分に就て	(一頁)
●臺灣刑律の上に笞杖刑採用の議あるを讀んで所見を述ぶ	●兒童談十二月十九日於茶話例會	(一六頁)	○論 說	●雜感 (第四回教務講習所に於て前號の續)	(一六頁)
●囚人詐病論	●唐津分監の概況	早崎春香君 板津七三郎君	●監獄農樂論	●白耳義に於ける刑罰及監獄の組織(前號の續)	小河滋次郎君 印南於菟吉君
○雜 錄	●所謂増食は斷して不可なり	(五五頁)	○翻 譯	●監獄衛生及病患者施療上最も不便にして遺憾を感ずる事	(四九頁)
●訪問談	●泥棒大學(文明社會の裏面)	進藤正直	●所感	●監獄統計の主管替に就て	八日市場 諭
●川越懲治場を觀る	●東京便(一月二十一日)	同 天 生	●最近五ヶ年の特赦人員	●東京便	進藤正直 同 天 生
○統 計	●明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表	(七三頁)	○統 計	●明治三十六年十月末日現在全國在監人員表	(七〇頁)
●明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表	●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し		●明治三十六年十月末日現在全國在監人員表	●前表中外國人を國籍に依り區別すれば左の如し	
●明治三十六年十一月末日現在全國囚人刑名別	●寫兒及私生兒(組育慈善保護協會副幹事)アンナ、チー、ウヰ	(七八頁)	○雜 報	●外十數件	(八九頁)
○雜 報	●三十六年監獄史	(八三頁)	○法 令	●叙任辭令	(一〇〇頁)
●外十數件	●叙任辭令	(九九頁)	○地方通信	●地方通信	(一〇一頁)
○會 告	●會 告	(二〇一頁)	○會 告	●會 告	(七五頁)

監獄協會雜誌第十七卷第一號 (明治三十七年一月二十日發行)



○初刊の辭

道に厚ふして職に忠なるの我會員諸君は一面に於て監獄行政上下の吏僚と爲つて各其の公職に従事し、所謂出ては朝に仕へて職守嚴肅に退ては吏僚互に結合して和親睦睦、斯道研究の餘師を茲に求めて以て行刑の公正摯實を期せむとし、或はまた間接に出獄人保護の業務に屹々として倦まず、一身を以て公私共に斯道に關涉し、夢寐尙且職務を忘るゝ能はずとは今や一片の形容辭に非ずして眞に我會員の大多數は之を躬行しつゝあるなり、献身的とは恰も吾人會員の爲めに始めて造られたる語なるかの如く覺ゆ

會員は其數を以て算すれば一萬有餘、豈尠然たる大團結に非ずや、各個人の熱心を茲に積聚して以て行刑の責務に當らむとすれば天下何の畏るゝ所かあらむ、憂ふる所あらむ、而も亦此の新春に遭ふて熟ら過去一年の事績を替ふれば甚だしき革新なきもの、如く、想ふに會員各自の胸秘を露出すれば吾人と其所感を同ふし

一年の日月間に於て何等爲すなきを懸ちて頰紅を潮せむ、是れ實に形に於て公私共に献身的に斯業に盡瘁するか如く見ゆるも、其の實眞に身を以て茲に委ぬるの士は寥々として稀に、會員の大多數は依然として他の爲すに働ふのみ、精神は既に逸して外に在り、神髓なきの形骸累々として一團を成すも將た何をか爲すに足らむ、飄然年と與に心を新にし會員各自一層奮勵して奉公の務を効す所以のものは即ち本會の爲めに力を盡すものにして斯の心打て一團と成り力を添ゆるあらば世人をして聳動せしむべき革新を來すべきや必せり、今や講堂新に成り輯睦研磨の道備はるありと雖も、心茲に存せざれば宏壯たる事務所も終に敗屋に歸せむなり、吾人は本會事務所の成を喜ぶは勿論なりと雖も之を期として將來益々社會道德の發揚を希ひ犯罪の簇生を防止せむことを望むに在りて、徒に吾人共有の不動産あるを喜ぶものに非ざるなり、建築の成固より是れ會員諸士の熱衷に出てたるもの、業既に形に於て其體を得たりとすれば將來の發展は精神的に相結合して以て共に斯道を研磨し、私設の監獄協會なるもの更僚の熱心を以て組織せられ眞に能く其目的を達し犯罪の防遏上與つて力ありとの好評を得るに至らむことを望まざるを得ず、歐米に存する私設監獄協會の偉功は監獄史に於て常に見る所、朝野共に力を戮せて斯業に當るに非ざれば奏功の期し難きものたるは史跡の證する所たり、吾人の愈々益々鞏固に團結して歩一步斯道の研磨を努むべきは宜く吾人

の覺悟すべき所にして今更の言を要せずと雖も、新春に際し、本會事務所の成に當り敢て所懐を再びして吾人の想感を厚ふし以て初刊の辭と爲す

## ○臺灣刑律の上に笞杖刑採用の議

あるを聽て所見を述ぶ

臺北特發の電報なりとて府下刊行の某新聞紙に掲載する所に依れば臺灣に於ては不日臺灣土人の犯罪者に對し普通の刑罰たる禁錮、罰金、拘留、科料等の金刑若くは自由刑に換ふるに體刑即ち笞杖刑を以て處分することを得との特令を發布すべしと云ふ臺灣に於ける二三好事家の間に笞杖刑再興の私議ありとは兼て余輩の耳にせざる所にもあらざりしがまさか此問題が責任ある當局有司の注意を惹き而かも立法上の事實として發現を見るに至るか如きことあるへしとは余輩の豫期せざりし所にして忽ちにして今、此の警報に接す縱令其の内容の如何を詳かにせざるは勿論、事の眞偽すら未だ之を明らかにするに及ばざれとも余輩に取りては恰かも晴天に霹靂の響くを聽くに同しく如何にも其意外の甚しきに驚かしめられたるの感なくんはあらざるなり、若し夫れ笞杖刑採用の議決定して不日、之れが律令の發布を見るに至るまでに進行しつゝありとの報道にして事實を得たるもの

なりとせば今更ら之れに向つて是非の論評を試みんと既に其の時機を逸し好んで自ら無用の辯を弄し無用の勞を執るの譏あるを免かれざるへしと雖も苟くも余輩、刑制の事に従ふ所の者、兎も角刑制上の一問題たる此の重大の出來事に對し運時なからも聊か余輩の所懐を披瀝して以て世の識者に質し兼てまた博く法曹殊に刑制専門家の本問題に對する所見を紹介して以て當局有司の警省を促がすこと蓋し余輩の今の時に當つて當然竭さるべからざるの任務なりと信す

臺灣刑律は一種の特別法にして從て其の立法司法及び行刑の上に特別の組織方法を有するは勿論なるが故に當局有司が必要に處して其の刑律の上に笞杖刑を採用し實行せんとすること理に於て敢て或は違ふ所なきか如くなりと雖も近き未來に豫想すべき及豫想せられざるべからざる我か刑制統一の上より之を大觀し一方には孜孜として發達進歩せる近世刑事立法の新主義に則つて現行一般刑事制度の根本的革新を試みんとしつゝあるの時機なるにも拘はらず如何に多少の風土人情を異にする所の臺灣土人を支配する特別法なりとは言へ均しく我が帝國の領土我が帝國の臣民に適用せらるべき刑制にして且つ特別法とは言ひながら大體に於て敢て我が現行一般刑法の採る所の主義及び組織と異るなく殊に刑罰の種類及び其の執行の方法の如きに至つては殆んど一も加除を施し變例を行ふ所なくして領有以來、十年に垂んとする開發的文明歴史を有する所の臺灣刑律其物に對し一朝に

して新たに今、東洋未開の各國に慣用せられ尙ほ未だ文明一二の國に中古蒙昧時代の遺物として非難攻撃の間に僅かに其餘喘を保ちつゝあるを得る所の笞杖刑を採用せんとするが如きは管だに我が文明刑典の面目を汚がすのみならず抑も亦た臺灣刑律の主義をして我が一般刑法の主義に一致せしめ且つ進んで以て我が刑制の統一を豫期せしめんとするの立法旨趣に戻り本法と特別法との間隔をして求めて益々相違ふざからしめんと努むるものなるに非ずや笞杖刑なるもの固と體刑の一種たるは言ふまでもなく體刑は則ち刑罰理論に所謂る復讐主義若くは畏嚇主義なるものに由つて成立するを得る所のものにして中古蒙昧の時代に盛んに行はれ今尙ほ東洋未開の各國に慣用せられつゝあるは則ち之れが爲めなり、余輩今此に事新しく刑罰理論を講説するの愚を敢てせざるべしと雖も兎も角も今世紀に於ける文明共通の一般刑典が實際の上に所謂る復讐主義若くは畏嚇主義と云ふが如き陳腐の理論を認めざるは明らかにして少くも我が現行刑法の如きも亦た斷じて斯る主義を容認せざること獨り其の組織及び行刑の實際の上に於て之を知るを得るのみならず立法當時に遡つて從前慣用し來りたる拷問的諸般の刑制は言ふに及ばず笞杖其他凡べての體刑を全廢し進んでは受刑の囚人に對する規律罰懲罰としてすらも笞杖を加ふるが如き直接施體の種類ものを避けたる所を以て之を見るも最も明らかに立法旨趣の存する所を會得するを得べし然るに今や臺灣有司が

其の特別法なり又特別の立法機關を有すると云ふを奇貨として以て此に管杖の刑律を採用せんと欲するは正しく我が一般刑事立法の主義及び方針を無視して名譽の歴史と光明の前途を有する我が文明刑典の發達をば強て倒行逆進せしめんとするものにあらざるなきを得んや、臺灣刑律の上に管杖刑を採用せんとするの一事既に我が刑制全體の面目に關することの渺小ならざるは勿論なりと雖も苟くも此に此の破格の專恣的立法を認容する以上は眼中、殆んど我が一般刑事立法の主義方針を顧みるに及ばざるやの觀ある彼れ臺灣有司の爲さんと欲するの前途、尙ほ進て如何なる非文明的非今世的刑罰の採用を敢てするに至らしむるやも計るべからず、蓋し想ふに彼れ有司をして管杖刑を採用せんと欲するに至らしめたるの動機は唯た由て以て幾分か我が固有の臣民と其の風俗人情及び慣習歴史を異にせる臺灣土人の民政に便せしめんとするに外ならざるべきを以て此に既に此の動機より管杖刑を採用したる以上は假令ひ皮想ながらも一意唯だ臺灣民政の治績を擧げんと欲するに汲々たるの結果、犯罪者はあらゆる方法を以て驅逐し蠲滅するを得へき非人的、社會の公敵なるが故に其の人格及び財産は盡く擧げて以て之を國家が其の刑罰の目的を遂行するの犠牲に供せしめざるべからずと云ふが如き單純疎筈なる古觀念に支配せられ管杖に依り一時的にせよ多少、豫期せる便利の味ひを感したるの彼れは更らに其の手を他の体刑の種類に加へ尙ほ進んでは其の一章對

水の彼岸の地に盛んに行はれて其の民政を便せしめつゝありと稱せらるゝ總べての慘刑酷罰に垂誕するに至らしむべきは必然にして結局、終に、文明世紀の今日に當り吾人の夢想にも及ばざる所の慘虐なる所謂淫刑各般の種類をば臺灣有司の擅私的立法の權能に依り幸か不幸か餘まり遠ふからざる未來に於て我が前途、望み春の海の如き臺灣新領土の地に實現せしめらるゝに至らんことを期待すべきなり、豈に我が光輝ある一般刑事制度の一大危機なるに非ずや、一般刑法が或る土地殖民地新領土の如き或る場合戒嚴令施行の場合の如き又は或る種族軍人に對するが如きに向つて多少、特別の除外例を有するの事實は文明各國を通して其軌を一にする所なりと雖も其の除外なるもの多くは則ち司法の構制、科罰の寬嚴、行刑の方法等に關し刑罰の種類を異にするが如き恒久的に根本より其の立法の主義を同ふせざるの例は他に多く其類を見ざる所なり縱令ひ他に之れが類例の徴すべきものありとするも是は刑罰法理の認容する能はざる所に於て少くも必要なる一國刑制の統一主義に矛盾するものなりと斷言せざるを得ず臺灣有司の立法の權能は理に於て須らく一般立法の主義方針に限局せらるゝ所なかるべからざるなり、若し夫れ此範圍を超脱するが如きことありとせば當だに擅私的行爲を敢てせりと非難を免かれ能はざるのみならずまた特別律令設定の大原則を無視するものなりとの非難を免かるゝこと能はざるべしと信ず

刑罰は以て一國文野の消長を卜するの標的となすを得と言へるが如く實際また文明の國に文明の刑制あり未開の國に未開の刑律の支配せられつゝあるは争ふべからざるの事實にして且つ或は文明と稱し或は未開と目せらるべく其の主義を共通する所の同一刑制の内にあつても其の各國に行はるゝものに就ては自ら又其の固有の風俗人情に適應せらるべき特殊の性質を具備する所あらざるべからざるは勿論なりと雖も然かも是を以て動もすれは或は文明の國に文明の刑制あるが如く未開の國には自らまた野蠻蒙昧の刑律なかるべからずと速了し救いて以て文明人が無智蒙昧の未開人種を治むるにも亦た其の社會に固有し慣用し來れる殺伐慘虐の刑事を行はざるべからずと盲斷する者あるを見るは管たに余輩の常に我か刑制の爲めに深く憂慮する所なるのみならず此の思想は則ち直ちに以て刑制は唯た一概に時勢人情に適應せざるべからざるてふ姑息の常套語の因となり各國到る所に其の根本的刑事制度の革新を障害し之れが爲めに今日尙ほ中古蒙昧時代の遺物をして文明刑典の間に其の餘喘を保つことを得せしめ死刑未だ全廢を見るに至らず文明的刑罰と稱せらるゝ自由刑の如きすらも動もすれば輒ち奴隸制度と相撰ばざる拷問的虐使刑(クネヒトシヤフトリツヘー、マルテルストライファニー)に變形するに至らしめらるゝを免かれざるが如き實に一般刑制の發達進歩すべき前途に横はる一大障礙なりと謂ふべし、臺灣有司が臺灣土人に對して特に笞杖の變例を用ひんと

欲するの考案を起すに至りたるが如きも蓋し未開人を待つに未開人相應の刑律を以てせざるべからずと言ふが如き淺薄なる見地に出でたることなるべきは勿論にして余輩は臺灣有司の淺見を憐れむと共に同時にまた彼れをして此に陥るに至らしめたる所以の偶然ならざるを諒察せずんばあらざるなり、寛大なる法律は淳良なる民衆を馴致し殺伐なる法律は殘暴なる民衆を馴致す「Wildes Gesetz zuehen ein wildes, milde ein mildes Volk」とは斯道に經驗ある泰西名家の吾人に垂示する所に

て古今刑制史の歴々として之れが事實の過まらざるを證明する所なり昔者第十五世紀西班牙に於て乞食浮浪の徒を制裁するに専ら苦杖を以てし杖六十、先つ其の初犯を罰し再びする者は之れが耳を則り三たびするに及んでは則ち之を絞首せり佛國一五七三年發布の巴黎法の如きも乞食浮浪の徒に對して笞杖、追放等を行ふの外、其再犯に及ぶ者は則ち速決を以て直ちに之を絞首することを得べしとなし英國に於ける一五七〇年乃至一五九七年の法律の如きも乞食浮浪の徒に對して慘虐なる笞杖の刑を用ふることも最も頻繁にして常に肉を破り血を流がし殆んど半死に瀕せしむるまで之を笞ち重き者は則ち尙ほ之れに種々の肉刑を加へ或はまた容赦なく之を殺戮することを得せしめたり獨逸にあつて唯だニユルンベルヒ一市のみにては僅々一五〇一年乃至一五二五の二十五年間に於て一千百五十九人の犯罪者を斬殺し英國に於ける顯理八世の時代に於ては大法官フラルタスキウの裁判の

下に僅かに窃盜犯罪者だけにて其の頸を絞したる者七萬二千人の多きに及びたりと稱す實に其の當時に於ける歐洲各國の刑制史は恰かも我國鎌倉幕政より近く王政維新前までの経過に同じく將た今日尙ほ東洋、未開蒙昧の各國に於て實驗しつゝあるが如く人智の以て想像し得らるゝ限りのあらゆる峻刑酷罰は悉く之を實現し苟くも民政に便ならずと認めたる犯罪あるの場合に當りては殆んど輕重の區別を問ふに及はずして容易に之を便用し全紙擧げて血を以て充たされたるものにあらざるはなきの實況なりしなり、當時の爲政家は則ち皆謂へらく蠢愚蒙昧の民を治むる須らく猛烈峻酷の刑罰を以てせざるべからずと然り中世當時の民衆が蠢愚蒙昧なりしと疑ふへからざるの事實にして殊に到る所に兵戰相次ぐの亂世に遭遇したることなるが故に一般に慘忍殺伐の氣風の支配せられつゝありたること想像し得べき所にして恐らくは今の臺灣土人の蒙昧なるよりも尙ほ蒙昧に生蕃種族の殺伐なるよりも尙ほ殺伐なりしなるべく從つて之を撫育し之を制馭するの困難なることまた臺灣土人若くは生蕃種族を待つのに比し非ざりしことなるへしと信ず然るに當時の爲政家が果して能く峻法酷刑を以て其の蒙昧殺伐の民を治めざるべからずと言へる豫期の目的を貫徹し得たるかと云ふに之れに因つて當たに懲へての犯罪殊に窃盜、浮浪、乞食等の犯罪をして其迹を絶つに至らざらしめしのみならず從て制すれば從て起り反て世を擧げて益々慘忍殺伐の氣風の馴致せらるゝと

共に犯罪殊に險惡なる諸種の悖行は年を追ふて愈々増殖し之れが爲めに社會が鬱ひる所の危害は一層著るしく其の多きを加へたるの事實なりしに非ずや英國に於ては今より僅々八十年前までは尙ほ盜罪に對して絞首の極刑を適用せり然るに後數年を経て政府は議會に對し之れが爲めに窃盜罪の累年遞減の事實を見ることを得たるの報告をなすに至れり、遠ふく例を外國に援るまでもなく隣十兩以上の盜罪に對して死刑を行ひ其他峻嚴なる各般の體刑肉刑の種類を適用したること實に近く我國三四十年前までの刑制史に之を見るを得べく其の當時と今日とに於て民情の上に果して幾何の差異がある、其の當時は果して今日に比し窃盜其他の犯罪の少數なりしと云ふの事實を證明し得るや否や文明的寛刑の下に支配せらるゝて果して維新以前の時代より一層不安心なりと云ふを得るや否や、民情風俗の上に於て殆んど何等の變遷を見る所あらざりしにも拘はらず我が賢明なる爲政家は王政維新と共に一躍、大に從來の刑制を革新し尙ほ進んで肉刑を止め體刑を除き拷問を排斥し殆んど泰西文明國に行はれつゝありし刑制其儘の者を移して以て之を我が國典となすの英斷を敢行せり、若し當時の爲政家をして聊かにても一國の刑制は其時勢人情に適應せしめざるべからず蠢愚蒙昧の民を待つ須らく峻法酷刑

を以てせざるべからずと云ふが如き觀念に支配せしめらるゝ所ありとせば獨り刑制の革新を見る能はざりしのみならず文明今日の時代に於ても吾人は尙ほ恐らくは隣邦、支那朝鮮と相撰ばざる拷問、笞杖、肉刑、牛裂、梟首等の蠻刑に支配せらるゝ不名譽なる民衆たるを免かれざりしことならん、當時の爲政家が一躍して以て直ちに泰西文明國の刑典を繼襲したること英斷とは言ふものゝ或る意味より之を見れば實に時勢人情の如何を顧みざる所の盲斷たりしなり而かも假令ひ盲斷にもせよ之を敢行したるの結果は管だに犯罪を増加し危害を多大ならしめたりと云ふが如きことあらざるのみならず寛刑は民衆を醇良ならしむるの格言の如く間接には以て世運の開運に補益し吾人をして其の生に安んじ鼓腹以て文明の惠澤を謳歌し得せしめつゝあるに非ずや試みに羅馬史を繕て之を見よ共和時代若くはチタース、トラヤン等の治下にあつては刑を制すること極めて寛を尙ひ後世に見るが如き蠻刑は殆んど一も之を行ひたることなきに拘はらず然かし國は榮へ民皆其堵に安んず之れに反し帝政時代殊にテベリウス、カリグラ等の時代に及んでは盛んに峻法酷刑を勵行することを以て爲政の要道となしたるの結果は風教弛廢兵亂蜂起、民衆をして一日も其生を安んずること能はざらしめ終に史家をして峻法酷刑は羅馬亡國の近因を爲したるものなりとまで斷言せしむるに至りたるに非ずや、驕つて又炮烙の虐刑を用ひたる桀紂の前途は如何、族滅の苛法を布きたる秦代の治績は

如何と見よ法を敗り正を亂し親を離れ道を塞く刑罰の酷より深きはなし支那朝鮮をして今日の運命あるに至らしめたる所以のもの豈に又此に基くなきを得んやモシテスキューの所謂蠻刑の下に蠻行を助長養成すの言、實に吾人を欺かずと謂ふへきなりされば刑制は以て其國文野の消長を卜するの標的となすに足るべしとの言は偏へに唯た側面より靜止的事態を觀察して評下したるまでのことにして是を以て必ずしも文明の國に文明の刑制あり未開の國に未開の刑制あり蠢愚蒙昧の民を待つに當つてはまた之れに相應する荒涼殺伐なる刑制を以てせざるべからずとの論結に歸納せしむるものとは言ふべからず文明の國にも蒙昧の時勢あり蠢愚の民衆あり否な犯罪に對するの輿論は如何なる國、如何なる時代にも常に意外に愚かなるものにしてまた犯罪者ある所の人格も如何に燦然たる文華を以て裝飾せられたる國にありと雖も多くは則ち無智蒙昧、殆んど野蠻種族と相撰ぶ所あるに非ざるなり若し刑制なるもの強て一國固有の時勢人情に追従する所なからしめざるべからずとせば何れの代、何れの國か能く文明的寛大且つ事理に適したる刑罰を行ふことを得へけんや所謂臺灣土人なるもの其の人情、風俗及び慣習の上に於て多少我が固有の臣民と其趣を異にする所あるべきは勿論なりと雖も其異なる所あるが爲めに彼れに限りて特に笞杖の蠻刑を用ひざるべからずと言へるの理由は果して何くにある、彼れは曾て此の蠻刑に支配せられたる歴史を有するの民なりと言

はんか何んぞ必ずしも彼れ臺灣土人のみに限らん、吾人一般臣民も亦た曾て此の蠻刑に支配せられたる歴史を有する所のものなり、彼れに必要あり効果ありとならば我れにも亦た同一の必要と効果となかるべからず、臺灣土人のみに限りて笞杖の必要効果あるべしとは余輩の首肯する能はざる所なり、若し彼れの總へての未開の状態が笞杖の必要を餘義なくするものなりと言はば彼れと未開の程度を同ふする所のもの遠ふく之を沖繩若くは北海道の邊陲に求むるまでもなく内地に於ける滔々たる犯罪種族の多數は皆是れなりと謂はざるを得ざるべきを以て結局、終に我が一般刑制の上にも亦た笞杖の蠻刑を再興せざるべからずとの論に歸着せしめざるを得ず斯くの如くにして果して能く何れの日か刑制統一の目的を達することを得べけんや假りに若し支那朝鮮等をして或る未開の新領地を有せしめたりとせば其の有司なる者は直ちに此に布くに東洋一流の笞杖其他のあらゆる蠻刑を以てするに至るべきや必然なり未開蒙昧なる臺灣新領土を支配するに直ちに文明寛大の刑典を以てしたること流石に文明國が未開の民族を待つての光明正大なる態度にして斯くの如くにして能く人道を全ふしました能く彼れ未開の民俗を撫育し啓發するの大義に適ふものなりと稱せられたる我が名譽ある光輝ある臺灣民政の歴史を今や一朝にして蠻刑復興の爲めに拭ふべからざる汚點を蒙むるに至らんとす經令ひ一時多少民政に便する所ありとするも是を以て蠻刑利用の不名譽を償ふに足らざるべきは勿論なり況んや其の前途の失敗に終はらざるを得ざるべきは瞭然火を觀るよりも尙ほ明かなるに於てをやツルガー曰く國家にして若し文明寛大の刑罰を以て民衆に臨まば蠢愚蒙昧なる民衆も亦た自然に淳良和順の美風に薫化せしめられざるを得ずと(Prof. Dr. Yargha: Die Ab-ehufung a. Strafknechtschaft, 1897, S. 283)

仁政以て治國の要道たらしめざるべからずとは東洋古聖の繰返へして吾人に垂示する所の教訓なり苟くも立法爲政の局に當る所の者は常に其の見地を凡庸衆愚の上を超絶し區々たる時勢人情の如何に拘はらず毅然として獨り正道純理の向上點に對して之を啓發し誘導し進んで尙ほ育成薫化するの覺悟なくんばあるべからず之を復興するは易く一旦復興したるものは則ち之を再び廢止すること至難なり臺灣有司たる者、須らく此に再思三考を費す所なくんばあらざるなり (未完)

編者曰く紙數の制限、印刷の都合等に依り一時に全文を掲載する能はず殊に以下漸く笞杖刑の實質的利害論に關する蔗境に入らんとする場合に中絶するの止む能はざるに至りたること編者の讀者諸君と共に最も遺憾とする所なり姑らく忍んで次號刊行の時期を待たれんことを請ふ



論 說

○ 兒 童 談 (十二月十九日 於茶話例會)

早 崎 春 香

私は浦和の早崎でございます、斯ういふ旅服の儘でございますが、どうか御免を蒙ります、一寸高い處から甚だ失禮でございますが、演習生の私の方から出て居ります増田清五郎あの方が死去しました時分に諸君から御鄭重な御慰問を受けまして有難く存じます、此席からは失禮でございますが御禮を申し上げます、尙ほ國許の母親といふ人から諸君に宜しく申上げて呉れよといふ手紙も參つて居りましたが、機を得ませぬで今日まで失禮を致して居りました、之を添へて申し上げます、どうか左様御承知を願ひます

大變協會が立派に出来ましたので、斯ういふ所でお話すると、餘計お話が出来悪いのでございますが、兒童といふ大變大きな問題を掲げました、が是は子供に自由刑を科しても益に立たないからさうでなく外の方で制度を改めたら宜からうといふことになるのであります、それに付いてはどうか御盡力を願ひたい、制度も今日の儘では行かないやうでありますから其等も改めるやうにしたいといふので

あります、先づ制度から云はないで、事實、實物からお互ひに拵へ上げて仕舞つて、此通り實物が出来たから此通り拵へ上げて貰ひたいといふ斯ういふ順序を取入れてからでないといふ能く分りませぬのであります、先づ子供の顔を御覽にのてありますから、お出になつて御覽を願ふ手引紳といふ位のことではんの概略を申上げたいと考へます

兒童と申しましても普通は未丁年と申しますが、今私の預つて居ります子供は十六歳未満でありますから、其お積りしてお聴きを願ひます  
私には至つて不得手の方でございますからお聴きからお聴き苦い所もありお分り悪い所もありませんが、何れ實物を御覽になる時分にお分りになることも思ひますから、先づ是位に考へたら宜いだらうといふ位に御推察を願つて置きます  
承ります所に據りますれば、吾々が悲いと考へますのは、悲いから悲い顔をするのでなく、悲い顔をするから悲くなるのだといふ斯ういふ説があるのであります、

其説の善悪は私には分りませぬが、吾々の對手となる者に此方が引付けられるといふことがあるので、それだけは私は堅く信じて居る、小學校の先生は子供らしい、女學校の先生は女らしい、斯ういふことは免れない、吾々は始終囚人を相手

にしますからどうも四人に引付けられる、其一例として私の子供の時分に経験致しましたことを申し上げます、私の國では五十音のラ行の音が出ませぬのであります、出ないのではない、普通に用ゐない、此方で申しますと、「ろんごよみの、ろんごしらさず」でありますが、私の國では「どんごよみの、どんごしらさず歌などでも」な「初學徳に入るの門なむ」と教へる、是は不都合であるが國風がさうなつて居るのであります、それから私の小學校に居る時分に他國の人が參られまして、是はいかない、如何に薩音でも通用しない、矢張り「なりけり徳に入るの門なり」と教へるが宜い。と最初はさういふ工合に教えて居りましたが、なか／＼腕白者達でありますから到頭先生が。化されて仕舞つてないけいになつて仕舞つた、斯ういふ事實を経験して居る、さういふことは免れないのであります、それで私は深く戒めないと、お互ひに四人みたやうになると思ひます、知らず識らずの間にどうも此方が向ふを化す代りに此方が化されて仕舞ふ、斯ういふことを戒めますのであります、動ともすると私を始めとして餘程其方に傾くやうであります、吾々の相手になる者が大人の囚人である場合でも其通り況して子供である場合には一層烈しい、私は子供を相手にして居りますから今日申上げますことも子供に付いて子供らしいことほか申上げられないのであります

昨年の今より二三日遅れた頃でございますが、川越に子供を集めたら宜からう、といふことは罪惡矯正會に於ける當局者の方々に信用せらるゝに當りまして、川の責任もなしに其局に當ることゝなりました、勿論責任がなければ盲目同然です、擧我向くべき方は右か左か嘘張り分らぬ、唯だ小河氏の教導が暗夜の燈火といふやうな有様であつたのであります、先づ此子供、子供は多分教育に依つて或程度では罪惡を矯正し又豫防するものが出来るだらう、斯ういふ確信とそれから子供といふものを研究して見たいといふ希望と是だけは確かに私は持つて居る、所でどう教育すれば豫防しどう教育すれば矯正し得らるゝかといふことはさっぱり分らない、今になつて考へて見ると丁度子供がするやうに「いろは」の字を右の方から書いて「ろ」の字を倒まに書かうとしたやうなことが澤山あるのであります、それから集つて見ただけでありません、所が性質が異なるのでありますからなか／＼皆く行かない、諦り諄く申すまでもなく諸君も御経験のある所であります、子供に十五日とか一ヶ月とか二ヶ月とか若くは六ヶ月とかいふ禁錮を科して見た所が役に立たない、どういふ様な工合に役に立たないかといふと、其時分に集めた子供で

あつて、幼年囚が初犯から再犯に陥る機会と、懲治人が同じく初犯から再犯に陥る機会はどうなつて居るかといふとを調べて見ると、同じ子供でありながら懲治人の方は平均が十ヶ月であります。幼年囚はどうかといふと、六ヶ月であります。半分程も短かくはないが略半分であります。如何にも再犯に陥ることが早い、どうも可笑しい、何方も子供であつて一向變らない、變らないのに再犯に陥ることは早いと遅いの差がある、で斯ういふことは此頃警察でも感じて來ましたし世間でも感じて來たのであります。警察では探偵に使ふ場合、或は問者に使ふ場合、懲治人はそれが無い爲めに警察の手に掛ることが遅い、斯ういふ事實を見附けました、其他にもまだ澤山ございませうが、われ等から考へて見ても短期の禁錮が子供に弊があるといふと——大人にも弊があるが——は證明し得たと思ふのであります、其理由に付いては私は研究が出来ないのであります、兎に角私は子供には禁錮は宜しくないと試験し得た斯う確言し得らるゝと思ふ、私の方の裁判所にも行つて検事達に話をしたのであります、子供の禁錮をして參つた所が役に立たない、どうか懲治にして貰ひたい、といふことを私は平常から申して居りますか、時々禁錮を言渡される場合がないではありませんが、近來は殆ど總てが懲治であります、それで短期の禁錮はどうしても監獄から遠けて仕舞はないとどうも子供を世話するのに効が見えないやうであります、此頃承りますと私の何時も嫌ひます死刑ですが、死刑の執行の時分も民刑局に移されたので、是等も私から考へますと、監獄の死刑執行を廢めて、裁判所に移されるのであらうといふ斯ういふ考から至極結構だとは考へて居りますが、どうか死刑みたやうに若し短期の禁錮といふやうなことが子供に必要なものであるならば、私共は必要を認めませぬけれども、さういふやうな機關を更に造つて貰ひたい、今日の監獄では駄目であると思ふのであります

然らばどうすれば宜いか、無論懲治であります、所で此懲治といふことは諸君と餘程能く研究しないと、懲治といふのは妙な字であるし、刑法に書いてあるから能く刑の一部かと間違ひられる、裁判所の宣告文を見ると、刑法に書いてあるからふやうなとを云つて來る、何を執行するか分らぬけれども受取て置く、刑法に書いてあるのが行かない、お負けに期限を極めて來るならば、茲に病人がある、此病人をお前に預けるから六ヶ月以内に癒せ、斯様なとを云へば、どんなお醫者でも困るのであります、私は或検事にさう云つたどんな名醫でも困る、病人に期限を付けて六ヶ月内に癒す、況して罪惡矯正術は醫術程に發明が出來て居らない、例へば窃盜といふ罪はどういふ薬を用ゐれば全治するか分らぬ、醫者には名醫が澤山居るが、罪惡矯正術には猶ほ裁醫が居る、期限は極めて貰ひたいといふと、それは刑法に二十歳までとあるから、十八歳までやらうかといふとで、追々十

八歳までが廿歳までといふとに猶ほて來たのであります、之がチャンと一定しても機關を造りさへすれば刑法に極められた通りに行くと思ふのであります、といふのは懲治の期限を今日まで短かくしたのは、懲治上の機關が備つて居らぬ様であるから、却てさういふ懲治場に長く置いては宜しくないから、短かくして置いた斯ういふのであります、成程それはさういふ事實もあるのであります、然らば此懲治といふとはどういふやうに解釋するかといふと、教育といふことに解釋する刑の一部ではない、私は一向歐羅巴の學問を存じませぬが、是は何の事はない、父兄が教育すべき教育時期にある子供をば、それを父兄が捨て、置くから終に罪惡に陥つて國家の害をなす、それだから國家が父兄に代つて兒童を預つて教育をするのであるから、是は兒童教育保護といへば宜しい、懲治といふことは廢めて兒童保護學校といふやうな言葉を使つて居りましたが、今度岳洋先生のお著しになりました書物に依りますと、獨逸では外のものと誤解する虞があつたりして困るから保護教育といふことに變へた、斯ういふことが書いてありますので、暗に符合しますので私は大變に喜んだ、百万の味方を得たやうな心地がいたした、お互ひに父兄に代つて教育をする、是までの性質を變へて實物を造つて仕舞ふので、諸君に私が希望致しますのはむづかしく云ふと、先づ心理學を研究しなければいけない、先づ生理學を研究しなければいけない、斯うなるのであるが、併ながら

さういふとは學者が考へて呉れる、お互ひは實行をする、間違つたら間違たて宜い、後とは誰かやつて呉れる、兎に角失敗する覺悟でお互ひにやつて見たいのであります、さうして結局の所は、承ります英吉利みたやうに、監獄の囚人として置くのはほんの僅かしか無い、去りながら學校に居るのは澤山居る、斯ういふやうな結果にして仕舞つて、さうして矢張り監獄局に對立した學校局、名は何といふか、それ等の學校を支配する局を置くが宜からうと思ふ、さうしてやつて見たならば子供の罪惡矯正といふことは幾らか行へるか知れませぬが、今の儘では斷じて行はれぬと思ひます

それで學校も運命が短かいやうですが、將に死なんとするといふやうな死際に至つて諸君はどうか小河君の者した未成年者の保護といふ者がありませう、あれを御研究になつたならば、既に御研究をお終りになつたならばそれは仕合せ、まだであつたならばどうかあれの必要な所だけでも御卒業になるまでに、折角著者の先生が先生として居らるゝこととありますから、子供の爲めにお學び下すつてさうして御歸任の上どうか子供の爲めに盡して戴きたい、私にお味方下さいといふことではないのであります、斯う希望した所で、諸君が皆残らず子供の爲めにお盡し下さるとすると、成年の四人の世話人がなくなつて困りませうから、願はくは半數だけはさう願ひたいと思ひます、それだけを希望して置きます (拍手)

## ○ 四 人 詐 病 論

板津 七三郎君

板津君は名古屋監獄醫にして職に在ること數年實驗上より本論を稿し之を愛知醫學專門學校に寄せ爲めに醫學得業士の稱號を享くるに至れり、所説當事者の參考と爲る節多く且また一面監獄醫當局者の沿く監獄に關する意見を發表せられんことを希ふの餘り之を茲に載せて端緒を啓く(記者識す)

## 第一章 總 說

詐病 Simulatio とは Noth ahnungs krank にして疾病を摸擬するを云ふ而して社會は益々紛雜を極め倫理道德地を拂ひ人民は益々奸智を逞ふし從て之れを制裁すべき條約及び諸法律愈々密を加へ又殆んど餘地なきを期す故に却て疾病に於ける保護法及宥恕例不論罪等を利用し種々の目的を達せんとして詐病を構成し或は服務を免れんとし或は輕減を企て又は報酬或は賠償を貪り或は離婚の口證とし其の種類萬般にして枚舉に遑あらず而して詐病を構成するや又種々の方法を以て之れを爲す今之れを詳述すれば左の如し

(虚狀は或る疾病の動作を摸倣する者にして精神病的狀態癩癩症狀失神啞聾等の狀をなすを云ふ

(虚言は或る疾病の病狀を陽て訴ふるものを云ふ

(誇稱之れ既存の疾病を重大に訴ふるを云ふ

(作重之れ既存の疾病を或る方法例令器械的化學的に之れを増悪せしむるを云ふ

(作病之れは器械的化學的方法により一つの疾病を作成するにあり

(匿病既存の疾病を隠蔽し健體に擬するにあり

以上の方法區別は片山博士著法醫學提綱に由て掲載せりと雖ども余は作病は素と詐病と目的を同じくすると雖ども只だ故意に一つの病を構成するを以て單に詐病中に編入するを穩當ならずと信ずる者なり他日私見を表するとあらん本題には別論なれば茲に省く匿病に於ては吳博士已に分論せり余も之れを妥當なりと信ずる者なり

然り而して詐病を構成し人民相互間或は官民間等に重大なる訴訟を提起すると多し然れども詐病を最も多數に實驗するは紀律の下に服務の強制する兵營或は囚獄にありとす特に囚獄に於ては多數を實驗するは他に比類なきを信ず

余は茲に十數年間職を名古屋監獄に奉じ屢々遭遇したる實驗に基き聊か述ぶる處あらんとす

本稿中に監人と稱し我は囚人囚徒と稱するは監獄内に收容せらるるものを指す者にして同意義に使用せり

## 第二章 在監人拘束の狀況

在監人の詐病を論せんとするに當りて先づ渠等の約束の狀況を説述するを要す依て茲に簡録せんとす

諸て監獄なる者は國家秩序安寧を保持する法律の結果該法を犯せし者或は犯したる嫌疑ある者を良民と隔離し一定の場所に收容し之れを御するに監獄則及び監獄施行細則を以てす而して在監人の該則に服従すべき條項即ち在監人遵守事項なる者あり之れを通看すれば拘束狀を熟知するを得ん之れを左に摘録すべし

- 一 在監中は専ら從順誠實勤働清潔を旨とし行狀を正しくし獄則命令を遵守すべし
- 一 在監は互に和合を主とし言語を穢み非禮無作法の行爲あるべからず
- 一 監房にある時は殊に靜肅を守り放歌喧嘩又は談話通聲を嚴禁す
- 一 官吏の許可を得ずして物品を所持し又は授受貸借することを嚴禁す
- 一 起居動靜は一に官吏の定むる所に従ひ恣に動作することを許さず尙又醜體を露はし褻褻の處行あるべからざるは勿論とす
- 一 監房の備品類は注意して鄭重に取扱ひ常に其清潔及び秩序を保持すべし惡聲若くは物件を汚損し及貯水を濫用すべからず
- 一 何事によらず官吏に對し陳述をなす時は其要旨を簡明に申述べ誇大不實に渉る言語は毫も交へるべからず
- 一 在監には番號を附し氏名に代へて稱呼するを以て其番號を稱呼せられたる時は應答すべし應答は「ハイ」と陳ぶべし
- 一 就役せざる時間には工場と監房とを間はず正坐すべし但特に許可せらるゝときは此限にあらず
- 一 就役中は行儀正しく臥すべし或は裸體となり若くは他人と同衾すべからず
- 一 起休出房喫飯就役罷後還房就役等の動作は總て鈴鐘を以て之を令すべし

一 指定せられたる作業は如何なる種類の者なりとも決して異存を申立つるを得ず一意専心之れに従事し規定の課程は必ず終了すべし

一 囚人服従の時間は左の如し

一月、十二月七時間 十一月七時三十分間 二月八時間 十月八時三十分間 三月、九月九時間 四月九時三十分間 五月、八月十時間 六月、七月十時三十分間

一 左に記載したる日は服役を免ずるものとす

一月一日二日 元始祭 孝明天皇祭 紀元節 春季皇靈祭 神武天皇祭 秋季皇靈祭 神嘗祭 天長節 新嘗祭 十二月三十一日

父母の喪に遭ふ者は三日免役す

此他尙免役せしむべき場合は特に典獄より告示することあるべし

一 就役中作業に關し止を得ざる用談あるときは互に交談を許可することあるべしと雖も其都度戒護員の許可を経るを要す但其談話に明瞭ならざるべからず

一 工場に在て用便其他の用向にて自常を離んとするときは先戒護員に其の旨を告げ許可を受けたる上にあらざれば座席を離るべからず

一 規程の課程を終了したる者と雖も就役時間中は尙繼續して就役すべし

一 自己の行程を了たりとて他人の課程を補助し或は指定以外の物品を作るべからず

一 糧食に普通米麥の混炊を用ひ其割合は麥十分の六下白米十分の四とし分量は各自の身体作業等に依り之を定むるも普通一人一回の分量三合以下とす

一 病者の糧食は醫師の意見に依りて之を増減す尙病者の攝養に効ある飲食物は醫師證明を経たる上特に給與することあるべし

一 入浴の度数は毎年六月より九月までは五日毎に一回以上十月より五月までは十日毎に一回以上とす

- 一 入浴中相互に他人の肩背等を洗ひ流すことあるべからず
- 一 監房に於て作業する者には毎日三十分以上之の運動を許す但時宜に依り之を中止し又は時間を短縮することあるべし
- 一 在監中疾病に罹りたるときは病狀の輕重を量り其監房又は病室に於て但醫療せしむ但懲治場にいる者は情狀に依り親族に交付することあるべし
- 一 疾病に罹りたる時は其戒護員に申出で診療の手續を請ふべし
- 一 虛病を掃へて診療を請ひ又は疾病を隠蔽することあるべからず
- 一 書籍の看護を請ふ者あるときは其感化若くは規律に妨げなしと認めたる時に限り之を許す
- 一 囚人の發する信書は一月に一週とし日曜日の午後に於て認めしむ但特別の必要あるときは此制限外に發信を許し尙他の日に於て認めしむることあるべし
- 一 發信は一定の書信紙に認めしめ典獄之を封緘發送するものとす但郵便税は自辨す
- 一 發送及授受の信書は典獄之を檢閲し若書中不正不真に涉り又は改換を妨ぐる者認めむるときは發送又は附與することを許さざることあるべし
- 一 外人との接見時間は三十分以内とす但集治監に押送以前に係る囚人には特に一時間の接見を許すことあるべし
- 一 接見中若し接見を請ひし趣旨に違ふ談話を爲し又は姿態其他の形狀を以て相通するの形跡ありと認めたるときは直ちに接見を停止すべし
- 一 官吏巡回せられたるときは工場にありて戒護員の號令を俟つて一齊に敬禮し監房其他の場所にありては自ら敬禮すべし但病監に在るときは隨意とす
- 一 敬禮は着座の者は敬禮をなすべき官吏の方に向ひて正座し兩掌を上段に著け途上又は立役に服するときは其場に正立し正面の方向を取り兩掌を上段に著け頭を垂れ休を少しく正面に傾くるを以て禮とす
- 一 歩行する時は先づ姿勢を正ふし必ず兩手を垂下して掌を左右の外殿に附着せしめ頭を少しく前に俯して進行し左右前後を顧るべし

- 一 こと決してあるべからず殊に數人同行の場合に相當の間隔を取り歩調を亂さざるに注意すべし
- 一 囚人獄則を犯し命令に背るときは其の輕重を量り左の例に従て處罰すべし
- 一 屏禁 晝夜他の監房又は工場と接觸したる監房に獨居せしめ服役時間座作の役を限す
- 一 減食 一回の食糧を二分の一乃至三分の一に減ず
- 一 三間室 間室に入れ一回の食糧を二分の一乃至三分の一に減つ仍臥具を禁す
- 一 展禁は二月以内減食は一週日以内間室は五晝夜以内とす
- 一 囚人十六歳未満の者及懲治人獄則を犯し命令に背るときは左の例に従つて處罰すべし
- 一 獨居 晝夜一室に獨居せしむ
- 一 減食 一回の食糧を二分の一乃至三分の一に減ず
- 一 獨居は七晝夜以内減食は三日以内とす
- 一 無期徒刑の囚人重罪を犯し若くは逃走し又は獄舎器具を破壊し又は暴行脅迫を爲したるときは一月以上一年以下兩脚又は一脚に鎖を施し仍二百目以上一貫目以下の鐵丸を附する者とす
- 一 獄則を犯し刑に處せられたる者改換の情著しきときは之を免ずることあるべし
- 一 一脚に鎖の者改換の情續れ其鎖期限の半を経過したるときは一脚の鎖を免除することあるべし
- 一 鎖の者改換の情最も顯著にして其鎖期限四分の三を経過したるときは假に其鎖を免除することあるべし
- 一 罰則者にして容易に其犯則の事實を自白せず又は虚言を交へて申告する者は一層重く處罰せらるべし
- 一 受罰中は書籍讀入浴接見書信の發受食物購求運動等を停止せらるることあるべし
- 一 獄舎本題に關係ある監獄則及施行細則の數條を摘錄す

第十五條 凡そ監獄は男監女監の別を嚴隔すべし

第十六條 囚人刑事被告人を裁判所又は他監に押送するときは男と女とを分ち時宜により戒具を用ゆるを得(著者註す、戒具とは手

監のこと)

第十七條 定役園の作業は刑名罪質年齢技能將來の生計等を研酌し各自の體力に應じて之れを課す

第二十八條 囚人刑事被告人には各自の身體作業等を酌量し左の糧食を給すべし

一下白米十分四、麥十分六 一人一回三合以下

一菜、一人一日三錢以下(註 燃料、溜り、鹽)

地方の状況又は在監人の體質により内務大臣の認可を得て前項の糧食を變更することを得

第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病に罹るまきは病狀の輕重を計り其監房若しくは病室に於て醫療せしむ

第四十四條 減食若しくは監室の罰に處すべき者あるときは醫師をして診察せしめ身體に妨なきを證して後之れを行ふべし

其處罰中醫師をして毎日之れを視察せしめ醫師に於て身體に妨げあるを證するまきは處罰を中止すべし

第四十六條 施獄中の者病に罹り醫師の診斷により獄の解除を必要とするまきは一時之れを解除することを得

#### 同 施 行 細 則

第三十六條 作業を指定せんとするまきは先づ醫師をして其就業すべき者の身體を診査せしむべし

第四十條 外役に服せしむる者は鎖鉄の鎖を用ひて二因毎に聯絆し晴雨を問はず笠を用ひて其の面を掩はしむ

第五十五條 囚人の衣類及貸與の衣類雜具は左の如し

衣類一單衣 一袴 一綿入 一褌 一股引

雜具一臥具 一蚊帳 一莞蓆 一枕 一褥 一襪 一手布 一雨具 一冠者 一履者

第五十六條 病者の衣類雜具は醫師の意見に依り典獄に於て變更又は増減することを得

第五十七條 療養の爲め必要な飲食物は醫師の意見により之れを給與す

猶ほ改悛の狀如何により階級を立て其待遇を異にし反省心を鼓舞獎勵するの法を設くることあり

以上の條項を實施するに周到の設備ありて戒護に當ては晝夜を分たず嚴密に監督

戒飾し寸毫も假借せず而して前條は渠等の精神を矯正するにありて決して休刑に流れんことを憂ひ衛生及び疾病に向ては非常に保護し寛大なるを明示せり茲に於て却て不戢の徒は此の寛網を潜らんとするは恰も養魚の疎欄より逸せんとすると同じく敢て怪むに足らざるなり

#### 第三章 實驗例

##### (一) 盛狀及虚言的

(1) 窃盜三犯重禁錮十ヶ月谷山某四十二年本人が上記の宣告を受け愈々裁判確定の一日前朝食後留置監房内に於て突然不明の獨語をなし其狀大に變常し頻りに自體の手腕に咬嚼し諸所に出血せしめ制するも少しも肯せず發狂の體なりとの報に接し臨檢するに已に兩手を縛し獨房に收容せり而して本人體は質強健の一男子にして咬傷數十出血淋漓は止めず種々尋問するに一つも答へず啞狀にして獨語喃喃頻りに手腕を咬嚼し咬傷を作爲するのみ依て去て再び陰かに窺ふに依然として此狂狀を持続するを以て其儘に放置し夜中の狀況を特に戒護員に視察すべきを命ぜり而して翌朝に至り其の報に由れば夜十時頃までは前狀をなしたるも何時か安眠し今朝に至り該房内を検するに昨夕食及び朝食共に喫したりと然る所本日は裁判確定日なるを以て通身所に於て囚衣と交換せんとするや昨日の發狂狀を演ずとの報により臨檢するに昨日の狂狀を呈せり茲に於て昨夜の狀と比較し大に疑を

起し先づ試みに余は突然傍にありし片圓の銜鏗を開口するに乘し挿入するに更に緊咬せず依て余は益々疑を高め真面目の顔を以て傍ら戒護者に告ぐるに本人は好咬狂に罹れり實に氣の毒の至りなり此儘放任せば彼の手は暫時にして噛み切り終るべし然りと雖も長く戒具を施す能はず故に本人の自體保護の爲めに直ちに上下の全齒を拔出するの止むを得ざるなり依て余は器械を携へ再び來るべしと云ひ捨て醫局に歸り暫時にして行て之れを見るに低頭前身前狀の全く詐病なるを自首し頻りに該看守に藉て抜齒術を止んとを願ふ故に猶ほ真相を得んと欲して何の爲めに此行爲に出でしかを尋ぬるに全く前非を或る他の監獄に於て執行中此狀を演じ精神者として長く病監に安居し刑滿ち放免せられしとありしを以て此の悪行爲をなしたりと自首せり(2)刑事被告人(詐欺取財)已に三犯者にして他縣より控訴し本監獄に移監せし鈴木某三十七年前例と同日期せずして午後一時頃突然坐位より後に倒れ夫れより房内を横臥の儘無言にして劇しく反復回轉し且つ顔貌異容を呈し呼ぶも更に應へず又た狂者を出せりとの報を得たり依て臨檢し同房者に既往の狀を聞くに發病迄は更に異常なく只だ今朝自分は妙な持病を有し居るを以て若し發することあらば厄介を頼むと云ひしことありしが果して先刻より發病せりと而して其際若林看守部長と立會し能く本人の舉動を熟視するに報告の如く劇しく一つの房側より他側に向て軸轉を反復往返せり同房者之を克制するも猶ほ之れをなす依

て先づ同房囚を外出せしめ靜かに其の舉動を看察するに回轉中常に閉眼し時として之を開き余を覲視し直ちに眼球を撃するを見たり又回轉の際は能く身體を保護するの狀を看取し已に端緒を得たり依て先づ傍にある看守部長に向つて殊更に命ずるに先刻發病せる嗜咬的の大發狂者と同房に收容すべし殊に夜中蚊帳は破損の恐れあれば與ふべからずと依て看守部長は起立歩行を命じたるに最早や已に蠶巡躊躇の色あり爾れども強制引卒し咬喫狂之れも詐病と國室に收容せり然るに渠れは此血液淋漓咬傷慘憺加之已に其の縛を解きたるを見て恐惶措く能はず忽ち房側に蟄伏し前狀を謝し荐りに看守に哀を乞ふ其際恰も逢魔時に當り小兒を恐喝する戲の如く抱腹絶倒に絶へず故に何を苦んで詐病をなせしやを尋問するに今朝自宅へ家人の出頭すべき通信を發せんことを願ひ出でたるも規程上不認可となりたるを以て一策を案じ即ち發病せば必ず官より家人の出頭を促すならんとの愚考より構成せりと大に懺悔謝罪せり

(3)窃盜十三犯重禁錮四年肆谷某廿六年本囚は屢入監し收監中常に獄則を犯し懲罰を受け殆んど懲罰監に棲息するの狀あり而して懲罰執行中突然狂狀を裝ひ不明の言を吐き或は放歌し房内の器具を破潰し便器を玩弄し糞便を混亂し看守の面前に於て砥め又は食物と混和して房の床壁に塗布し狂狀至らざるなしと依て余は直ちに臨檢し其名を呼べど應へず恰も啞狀を呈するに拘らず余の面を熟視し眼を上擧

し更に笑聲を發し糞塊を玩弄し不明の獨語をなし又た糞汁を舐む然れども其言動の不條理精神病的なるを以て余は戯れに傍の看守に命ずるに彼れは食を取らず却て人糞を好む故に隣房の便器に便汁あらば交換して之れを與へと而して看守は命の如く隣房因の便器を齧らし該糞汁を彼れの口邊に灑し之れを舐めしめんとするも拒絶するを以て猶ほ之を強制するに大に恐縮し大に謝罪せり依て之れが爲め再び減食懲罰執行を受けしとあり

(4)他縣より余罪宣告に對し控訴し來りし竊盜數犯重禁錮五年白木某(廿八年)は前監獄に於ても數十回の犯則をなしたる者なり然るに本縣へ移監後も數々犯則し懲罰を受け執行中同じく狂狀を呈し田舎の白挽の眞似をなし便器を弄し恰も麻痺狂狀を裝ひ異様の言語を吐露し衣類を破毀し殆んど至らざるなし余は一見詐病なるを看破し報告せり時恰も朔風雪を捲くの嚴寒中なるを以て井邊に伴ひ冷水灌漑法を施行せり這の惡漢も其の突然の療法に狼狽し恐懼大に謝したるとあり

(5)縊首 此の行爲は往々發見する所にして實に抱腹なるも多く且該時間は多くは夜中十一時前にありて其方法は操ふ方なき縊死の企てにして索狀の系蹄に頸を縊し一種の呻吟の聲を放つにより戒護者或は同房囚を驚かす之を發見するや皆直ちに索狀を絶て介抱す然るに一時人事不省の狀をなし後ち恢復す能く精査する時は直立して脚は床上に達し或は尖足して床に達す素より索溝なく只だ充血あるのみ

其後嚴重の取調により確たる原因決死なく終に實を吐き初めて摸擬なるを知ると多し猶ほ進て此行爲の目的たる真相を知るを得而して此行爲は皆狀態殆んど同様にして被告人に多し之れにより特別の待遇を得んとするにあり

(6)半身不隨 竊盜三犯重禁錮四年杉浦某(四十五年)本人は工役分塲米搗夫に使役中卒倒せりとの報に接し明治廿四年一月廿二日當直醫は往診し卒中症として病監に收容せり其翌日に至り精密診斷をなすに已に言語に支障なく精神も快復し應答充分なり而して右顔顰縮し左半面弛緩の狀をなし閉眼すれば右眼は閉づるも左眼は膨開し左口吻下垂し右吻は外上方に牽掣し恰も左顔面神經の麻痺の狀をなす口笛は左吻より漏れ且流涎す舌を提出せしむるに左方に偏曲す此の挺出の狀已に怪むべきも當時異常として意に介せず而して左上下肢軀幹の左半は全く知覺を失ひ運動麻痺を訴へ加之上下肢は冷却せり由て本病正規の療法を行ふこと約一ヶ月餘更に寸効なし又爾來食慾更に異常なし偶々皮膚反射及腱反射を精査するに當て更に異常なきを發見せり是に於て舌挺出の變常とを總合し初めて大に疑念を發し檢索せざるべからざるに至れり然るに本人は知覺及び運動は一つも恢復せずと稱す故に試に刀尖を以つて刺傷するも更に答へず強電氣を用ゆるも更に感ぜずと訴へ一つも厭ふの狀なし然れとも益々檢索の度を進め先づ初め渠等の最も恐るゝ所の食減法を行ふて少しく奏効の狀あるも暫時にて無効となる依て一方に於て脅喝し一

方に於て誘導し諸種方法を用ひて真相を得んと力むるも功なく終に荏苒二ヶ月を經過せり茲に於て陽て期日を定め穿顧術をなすべきを命じたるに初め稍々功を奏したるの狀ありしも遂に功なく却て死後の遺言をなすに至れり茲に至つて穿顧術の實行は迫れり素より詭術なるを以て半麻酔を施し知覺及運動の反應試験を舉行し真相を得たり依て最早躊躇すべきにあらず翌日直ちに退病監を命じたり然るに渠は尙ほ剛情にも左半身麻痺を訴へ看病夫の肩に籍りて出で左足尖背部を地に曳き爲めに搦指爪を剥脱し出血淋漓たり故に他官吏は却て余を疑ふに至れり然れども余は斷固として詐病なるを主張し嚴則を請求し且服役せしむるを命じたるに果して直ちに就役するに至れり之れ實に四月十五日なり此件は初め一月廿二日より終に四月十五日に至る初發以來殆んど九十餘日の長時間衆目の環視中に在て半身不隨を巧みに摸擬し何時も變更せず而して發見せられ使役するに至るも其の實を吐かず其剛情なるに驚かざるべからず而して余當時此職を取る日淺く經驗に乏しく爲めに斯く長時間欺罔せるを發見せざるを慨嘆せり而して又此の如く巧みに摸擬し真相を得ざりしを遺憾となせり然るに其年の冬本因胸臑尖に罹り入病監の際初めて懺悔し真相を吐露し多謝して曰く本因の叔母嘗て中風症に罹り三年間病床にあり之を自ら看護せるを以て斯て詳密なる摸擬をなすと且つ斯の如くして病監に安臥し放免期を待んと愚考せりと

(7) 右上下股不隨(國家醫學會雜誌に掲載せる者)窃盜三犯重禁錮一年森田某(四十六年)明治三十五年三月中突然右上下股の麻痺を訴へ病監に入り居ると三日余の診する所となる依て反射機能を試験し完全なるを知り渠の意向を惑はしめんと知覺と運動に付て麻痺の別あるとを説き之を探るも功なし依て種々詭辨を弄し傍ら渠の右手を振盪し或は舉上し又は前膊を彼是運動し其の極めて軟弱更に抗抵なきに乘し之に撃力を附し突然猛劇に渠の頭部を打撃せり而して猶ほ第二回を行はんと擬したるに最早僅微の抗抵あるを余が手に感せり依て突作我兩手を放ちしに渠の手は瞬時角度をなし後ち下垂せり茲に於て全く麻痺なきを確認せり而して猶真相を得んとして陽て眞面目に彼れに同情を與へ本症は急治即効あり之れを施すべしと宣言し特更に渠れの眼前に於て烙白金を白熾し且濕布を上膊の内面に貼し猶ほ徐かに説くに本治療は現に見る如く劇烈なり然し汝の手は全く麻痺せり故に此の貼用により若し知覺の回復せば直ちに告げよ決して堪忍すべからず然らざれば誤て深く焼入するとあるを以て夫を注意せよと而して敏速に該布片上に熱端を輕貼するに一回の貼用にて忽ち苦顔を呈し直ちに知覺恢復せりと稱し把握運動をなし後貼を拒めり然れども言を設けて猶ほ他に一二回強制するに全く下版迄全治せりと稱し後用を謝絶し直ちに服役せり

(8) 四肢麻痺運動嚴打創傷三犯重禁錮三月渡邊寅吉(二十四年)該禁錮滿期前一ヶ月に

於て突然四肢麻痺を訴へ病監に入り居ること三日にして余之を診するに上肢の麻痺は稍輕快せるも下肢は癱截せりとて上圍にも介助を要す而して腿反射を試みるに異常なし余は試験に托し強制的起立せしめたるに動搖して將に轉倒せんとす依て満口水を含ませ左右視力試験を交々行ひ種々遠近物を示指して下肢試験は意に介せざらしめ機に乗して整起を補助せる兩手を放ち且渠の肩を左手にて斜めに牽引するに渠れは不知の間に一肢を前に移し身體の權衡を保つ依て直ちに強制的に歩行せしめたるに不平滿々歩行し直ちに就役を命したるに恐縮し之れ詐病の爲めに懲罰せられんとを謹慎就役せり

(9) 左上下肢の凝縮 窃盜七犯重禁錮四年久野某廿七年本因は四年の刑を剩すと半年餘明治卅五年十二月廿日頃は嚴寒に際し右肩胛及右膝關節の疼痛及運動不全を來し服役に堪へずと依て關節健麻質斯として病監に入る其後視察するに益々該疼痛増劇し自働運動愈々困難となり喫食と上圍を辛ふじて辨ざるのみ然れども入監後は食慾異常なく又體溫昇騰せず而して他動検査に當ては顔を蹙縮し冷汗を流し終に卒倒を來さんとするの狀あり故に訴へ誇大に過ぐる感なきにあらざるも未だ茲に疑を狭まらず分房に收容し療養せしめたり然るに一ヶ月許にして一時大に輕快の狀を呈す依て雜居房に移したり然るに二週間許にして全く右肩及右膝は全治し交るに左肩胛及左膝關節の疼痛を訴へ同じく運動全く不能となり常に褥中に安臥

し患足患手を屈曲し更に動かさず上圍及腿反りをも疼痛の爲めなす能はず依て看護夫或は同房因に籍て漸く事を辨じ些の疑點なし時々他動的展伸を強制し療養せしむ斯くして終に荏苒二月廿五日に至り發病後六十餘日余は偶々他動を試験するに際し其患肢に癱用萎縮なきを發見し疑を起しベンチール氏法を行しに陽性の成績を得猶ほ真相を得んとしてコロ、ホルム半麻酔を施し全く關節健康なるを確定したり依て直ちに退監を命じ就役せしむるに異常なく服役す而して退監後看護夫の言に渠れは時々自分の病氣は暖氣となれば恐くは治癒すべし宜しく頼むと云ふと雖とも當時其何たるを解せざりしと以之觀是全く嚴寒中病監に安臥せんとして謀りし者にして實に余等をして顔色なからしむ之れ初めにベンチール氏法を試みざりしを憾むのみ

(10) 明治廿六年三月上旬頃より五月の末に涉り胃痛兼全身痙攣流行せしとあり初めは普通胃痙と做し麻酔薬を注射し其後病監に收容休養すること一二日にして全治就役せり然るに同病漸々流行し晝となく夜となく發生し且つ頻々發作するに至り殊に夜中二三名も發することあり依て茲に注意を惹起し研究を初めたり而して其病狀は突然胃痛を訴へ煩悶し瞬時に人事不省となり傍の同囚は胃部を壓迫し手足を制し介抱す次て全身痙攣を發し其苦悶の狀は名狀し難し工場に於て發すれば數人に之を擔ぎ醫務所に送り又は醫士の往診を求む夜中亦然り之を診するに病狀悉

く同一にして胃部緊満し板状をなし兩手は緊握して強拳を作り角弓反張の状あり  
眼球は上擧し殆ど感覺なし傍人を遠けて熟視するに彼等は獨り胃部に拳手を貼壓  
し煩悶甚しく七轉八倒其狀ヒステリック性胃痙攣状なり而して試に眼球結膜の知覺を檢  
するに能く反應し又足趾を刺傷するに能く反應す依て或時は空注射を行ひ又ア  
モニア水を鼻口に塗布し此大痙攣胃痙攣忽止し人事も聲に應じて恢復す是に於て  
漸く端緒を得たり然れども流行は遏止するを得ず尙蔓延す依て熔白金を眼前に裝  
置し罌丸に貼すべきを揚言したりしに直に恢復したることありたり而して其發病  
者は監内に於て行狀善良の聞へある者にも傳播せり茲に於て斷然二三名を詐病の  
故を以て嚴罰を請求し行狀善良者の特點を剝脱せしめたるに全く胃病發作の流行  
を一掃するを得たりされども未だ真相を得ず爾來種々の方面より觀察し漸く真相  
を探り一二日の休養と麻酔藥注射により安眠を希望するより發起せることを確め  
得たり

(11) 重懲役十年加藤某(三十二年)入監し木挽工に使役中突然全盲を訴へ其舉動の巧な  
る實に盲人の狀寫し得て妙なり然れども物を探る狀即ち顔を物体に對せず手以て  
探る狀等は俄盲に比して非常に巧みなり先づ既往を尋ぬるに父は殆ど自分の年齢  
に於て一夜にして盲目となり現に按摩を業とせりと而して昨夜兩眼疼痛甚しく今  
朝更に一物を見るを得ずと其不幸を嘆き且泣けり依て徐ろに眼を檢するに結膜充

血するも角膜異常なく瞳孔反應は完全にして眼底異常なし而して此検査中眼球を  
震盪し涙漏せり依て大に疑ひを起し突然刀尖を眼前に擬するも感應なし故に彼の  
指尖を標點として注視せしめたるに視點を他へ遁竄せしむるにより愈疑を高め先  
つ一策として病監に收容したり時晝食に際せしを以て白粥上に細き毛髮二三條を  
浮べて給與し看手を傍側に潜ましめ竊に之を窺はしむ果せる哉彼れは箸を以て之  
を摘出せり依て直に之を證として嚴責するに遂に真相を自白するに至れり曰頃日  
來木挽工の變換を請求するも聽許せられざるが爲めのみと且其狀の甚だ巧なるは  
實父盲人なればなり

(12) 監獄内夜盲の流行 從來監獄内に於ては非常に夜盲の流行することあるを聞く  
歐洲及日本監獄に於ける報告同一徹にして該原因を營養不給に歸せり余監獄に職  
を奉ずるに至り實地に其多數なるに一驚せり之を檢するに其訴ふる所は單に夜中  
視力欠乏の一のみ偶々瞳孔散大結膜乾燥症の存するあるも極めて稀なり而して監  
内總病者の三分の一は實に夜盲なり監内夜盲の療法として從來肝油三〇、〇を三  
日與ふるを例とし又之を給すれば能く全治し又再發す而して社會に在ては肝油の  
内用は大に嫌忌する所なるに囚人は肝油を嗜好し夜盲を訴ふると同時に肝油を投  
ぜられんことを乞ひ之を與ふれば喜んで服了し尙其用器に水を入れ振盪して其の油  
滴をも舐め恰も酒客の酒滴をも且惜むに似たり其嗜好の狀推して知るべし甚しき

は他人の者を盗飲するに至る又種々の方面より親しく探るに肝油を内用すれば空腹を感じず且俄に強健を感じ其惡臭の如は敢て關する所に非ずと又偶々國事犯にて長く在監し出獄せる一紳士聞くとあり曰在監中肝油を得て之を麥飲に漬して食したるに美味は今尙忘る能はず依て今試に之を常食に漬し食せんとするに惡臭鼻を衝きて到底嚙下する能はず監獄に於る肝油は蓋し特別品なるべしと今本監獄に於ける食物定量分拆表を見るに脂肪分の不足を示す此脂肪供給の不足は一に眞夜盲症の原因となり又一は脂肪嗜好の原因たらん又營養少しく不真と認むる者は即ち肝油を與へ且其標準を胸部皮膚の彈力に取るに及び夜盲の訴は忽ち變じて胸痛となり襟を開き胸を現はし以つて肝油を乞に至り夜盲を訴ふる者は極めて稀となり此法を實施せしは明治廿八年の冬期なりしが現今夜盲を訴ふる者は少なくなし殆ど肝油を得んが爲めの手段なりしや疑なし

(13) 食道狹窄 訴獄取財二犯重禁錮五ヶ月高木某(四十四年)入監するや其當時より食道狹窄症を患ふと訴へ加之某病院に在りて療養すると半年許而して其療養中に拘引せられたり且麥飯は一粒も嚙下し難しと稱して米粥を乞ふ受刑後も同様の訴をなす依て米粥を與へ其食時の狀況を見るに毫も嚙下困難の狀なし嚙下聽診法を行ふに異常なきが如し身體は強壯とは稱し難きも衰弱の狀なし而して之に麥飯を與

ふれば敢て口にせず強ゆれば則嚙下に先ちて吐出す此の如きこと三日戒護者の如きは却て余の診斷を疑ふに至る故に消息子検査を行はざるを得ざるに至り之を行ふに障礙なく胃底に達す依りて余は前説を固守したり其後一周餘にして遂に常麥飯を食するに至り何等の異常なく滿期放免せり之れ全く麥飯嫌忌の爲たりしや疑なし

(14) 赤痢病 明治卅一年七月監獄内に赤痢を生じ十七名の患者を出したるとあり此際非常の豫防法施行の爲め健康診斷に當り窃盜六犯重禁錮一年加藤某廿八年提灯工場に於て下紙に赤色粘液物を包み該工場の診察所に比較的暗きに乘じ擔當醫に示し且昨夜より上圍數回下痢頻數腹痛甚と云ふ擔當醫も多數の健康診斷の際なれば匆卒に之を隔離室に送るを命ぜしに誤て直ちに傳染病室に致せり而して例に依りて糞便検査を行ふに更に異常なくして硬便なり故に直に隔離室に返送じ隔離期中日中休業せしむるととなし其不都合を責むるに要領を得ず然るに三日後卒然惡寒發熱し夜中腹痛大下痢譫語を來し上圍頻々呻吟甚だし翌朝検査するに疑ふべくもなき眞性赤痢なり茲に於て渠初めて懺悔して曰全く某の教唆により提燈工用の米糊と該工用赤色紙とを以て赤粘液を製し醫官を瞞着したりし爲遂に眞性赤痢に感染するに至りしか嗚呼愚なりし願くば曩の非行を許して救命の恩を垂れよと落涙滄茫哀色あり其後該病全治し役に就くの後も渠れに遇へば常に前言を反覆して大

に悔悟の狀あり

(二) 作爲的

(15) 下股浮腫 之れ屢實驗する所にして純然たる軽度下腿浮腫なり壓迫によりて腫痕を生ず素より他臓器に變化なし之を精査するに膝蓋上部或は膝蓋下部に索狀腫痕あり或は膝關節部に充血を認む而して此浮腫は正坐を宥め樂坐を許せば直は消散するものなり此検査に當りては必常用の股引を全脱せしめ膝蓋及膝關節附近を精査すべし此作爲法は常用の股引を離轉して膝部に來らしめ一の緊索狀となし長時正坐するにあり然るときは靜脈の歸流障礙の爲軽度の浮腫の生ずるは容易なり尙正鶴を得んとせば樂坐を許し翌日檢すべし

(16) 疥癬狀 屢發見する所にして二種あり一は手背の指間部及前膊の前面に蕾疹狀充血點を生じ且抓爬の爲時に疹頭に僅微の漿液點を附す而して蕾疹近圍は充血す之を以て渠等は疥癬の摸擬に充分なりとして往々診を乞ふ頗る疥癬に似たり二は同じく指間及腹部内股部の皮膚に點々小膿疱を生じ恰も疥癬の膿疱に類せり之を精査するに膿疱頂には必ず微細の横創を見るべし且膿疱の排列は整然たり

第一種は給與の味噌汁を塗布し極めて劇しく摩擦するによりて生ず而して暫時二時間許り前述の狀を保つ 第二種は竹片の細尖を以て皮膚上層を刺傷し之に齒垢を擦入するによりて生ず而て大抵翌日又は翌々日に至りて此膿疱を發生す然れど

も人工的なるを以て其排列や整然規矩のなり之を以て能く看破するを得るなり明治卅五年五月窃盜數犯重禁錮五年加藤某なる者第一種の詐病をなし當直醫を欺罔し入病監となり分房に收容したるに既に破獄の準備をなし如何しか鐵鏈を製し衣類を黒染常人服に擬せん爲め所持したるを渠の蒲團中より發見し漸々追及して全く前記の所爲をなしたるを知れり(但余は此時上京中なりしを以て實驗せざりし)(17) 眼結膜充血 往々實驗し屢疑を挿むことあるも其真相を得ること極めて難し只充血甚しく流淚差明顯著なるに關せず休養せしむれば大抵二日間許にして治癒する結膜炎を見ること多し恐くは眼險摩擦又は異物の擦入なるべし茲に真相を得たる一實驗あり明治廿六年八月十二日強盜初犯重懲役十年因森某卅八年昨夜より左眼に疼痛あり涙漏羞明甚だしと訴へ手巾を以て眼部を覆ひ來りて診を乞ふ之を檢するに結膜充血甚しく險縁に三四の細砂狀異物涙液に混し附着するを見る然れども之れ渠の手巾に附着せるものゝ茲に移着したる者ならんと思ひ何等意に介するとなかりしに次で角膜を檢し其表面擦過的に剝落しあるを見茲に初めて疑を起さしめたり依て突然告げて曰く汝の眼は大切なる前面の鏡に損傷あり恐くは失明すべし且損傷の原因不明なれば猶更治療の法立たず實に氣の毒なりと同情を裝ひたるに果せる哉渠は且驚き且怖れ輕微の眼病を作爲し以て役業の變換を願はんと欲し今朝細砂を入れ少しく摩擦したるを自白し誠に愚策をなしたる天罰なり何卒救

助ありたしと哀願止まず依て余は笑て其不都合を責め治療せしことあり  
(18) 咯血 往々遭遇して疑はしき者あり即只一回の輕微咯血にして他に少しも異常なく爾後の経過亦何の異常をも來さざるものを見る然れども其真相を得たる實驗極めて稀なり只茲にヒステリ患者の咯血詐訴に付て作成法を發見せしとあり左に記せん

窃盜三犯重禁錮二年西田某女(廿七年)は常に刺戟性にして或は涕泣し或は沈鬱し或は癡癲し或は發揚し辨別連合内容全く障礙せられ常に狂態を演ず故に獨房に收容休養せしむ或時診察時に當り咳嗽頻發屢咯血すと稱し哀訴すること頻なり依て胸部咽喉理學的檢査を行ふに更に異常なし只上顎門齒の後方に出血點あるのみ而して該診査中頻に咳嗽咯痰し能く混和せる血痰を咯出する恰も咯血患者の咯痰と異なる所なし咯出二三回皆血を混ず故に再び精檢すべしと述べ余は獨房を去り直に獨足竊に房側に倚り視察口を窺ふに渠は揚杖の尖端を以て齒齦を刺穿して出血せしめ唾液と混し左手掌に受け之を鼻孔か吸入せるを見る依て暫時の後改め診すと稱して理學的診査を初しに果して咳嗽を發し前述の順序に於血痰を咯出せり故に態と其痰汁を精檢する狀を示し後之は齒齦の血なり敢て意に介するに足らずと述べたり渠は余の顔を熟視し其何故なるやを詰問し其咯血なるを主張したるも余の肯ぜざりしに遂に渠は看破されては致方なしと云ひて哄笑せり而して本患者は素よ

りヒステリ狂者なれば其目的那邊に存するかを知らずと雖も其作成法の興味あるを以て茲に掲載せり

(19) 病的詐病 上原某女放火初犯重懲役十年囚にして其性拗執にして奸佞の狀あり常に獄則を犯し懲罰を受くる數十回後には精神異常と徹し病監に收容したるは放免前四年なり爾來種々なる身體の異常を訴へ牽強附會の理窟を固執し種々なる希望を達せんとす然れども精神内容は未だ變狀あるを認めざりし而て此訴ふる多數の症狀は追究すれば殆ど詐病的なるを發見す又其目的たるや皆同情を惹起せん爲め或は優遇を得んとするにあるものと徹すを得るもの多し茲に其行爲の一二を摘録せん即月經血を糞便と混じ下血と稱し痰壺に入れ咯血或は吐血と稱し上腿の下端を緊縛し下腿を浮腫せしめて之を訴へ又一週日に亘る俯臥を行ひ顔面の大浮腫を作成し或は全盲を訴へ或は食慾不振と稱し絶食二十日に至り其末日に至れば戒護者は悪んで給食を故意に與へずと訴へ又は腹部を非常に緊滿せしめ斗大となし腹水なりと訴へ或は夜中叫聲を發し人事不省無慾狀となりて當直醫を驚かし翌朝に至り獨語するを聞けば昨夜來診せし醫は殺醫なり自分を死せる者と思ひ針を刺し脈を檢し手足を運動せしめたり自分は能く之を知る而して該醫は毫も之れを知らざりしと其亡狀甚しからずや又下肢の強剛或は麻痺を訴へ同一の形狀を取るごと二週日餘に亘り又乾嘔をなすこと三週の久しきに亘ることあり此の如き狀や

反覆し實に四年の長日月を経過し放免せり本患者の病床日誌を繙かはヒステリ症  
載籍の殆ど全豹を實踐するの思をなす記して稀有の好詐病狂として附記す  
(20)其他惡心嘔吐下痢又は頭痛痛關節痛痛筋痛上衝視力減少眼痛咳嗽頻發等の詐稱  
或は誇大の訴をなすものは枚擧に暇あらず又診査時に檢温器を摩擦することもあり  
れども無留點檢温器にて之を防ぎし以來此弊を絶つを得たり  
以上掲ぐる數例は余が實驗中只著しく且真相を得たる興味あるものとみなり輕微  
の者及同一の實驗は悉く之を省く

## 第四章 結 論

上述の實驗を概括すれば不眞の在豎人は或目的を果さん爲種々の詐病を構成し醫  
師及傍人を欺罔せんとするものにして其目的また種々にして且異様なるを見るべ  
し之に依て之れ見れば此異様なる一種の觀念に驅られ身體及疾病を一材料として  
種々なる劇を演ずるや疑なし此一種異様の觀念は又不良因徒の特性とも稱すべき  
ものにして之れにより多くの犯刑的の行爲をなす故に詐病の真相を論ぜんとすれ  
ば先づ此一種異様の觀念現象及其行爲に付て説明せざるべからず然るときは詐病  
構成の原因も亦自ら判明せん

抑渠等不眞の徒は素と社會に在て性懶怠陰險にして利慾を恣にし放蕩酒色に惑溺  
し遂に法を犯し褫職の身となり爾來既述の如き嚴律の下に制裁を受け一舉一動看  
視せられ悉命に服従すと雖渠等既に社會に於て全身に浸積せる惡僻は到底容易に  
洗濯する能はず此究屈なる境遇は渠等に取りては殆正反對となり感覺情調は遂に  
積極性となり感覺過敏は苦感となり從て觀念界に變動を及ぼし茲に於て一種の心  
理的行爲をなす即今や此嚴正なる紀律の強制は苦感の絶頂に達し動もすれば之を  
全脱せんとするの念を生じ破獄逃走の企をなすことあり然り而して猶渠等從來の  
恒性たる懶怠は持續存在し紀律の強制を免れんとし或は輕減せんとし一分間たり  
とも安逸ならんことを欲し甚しきは他の苦痛に更ふるも一時此苦感を免んとす假  
令上圍時間と雖遷延せんとする行爲をなす此の如く所謂偷安の謀を廻らすに専心  
熱注せるは一の通弊なり

又上述の如く感覺過敏より欺想を發し所謂猜疑偏癖の念を萌生し能く僅微の事實  
に對し甚しく興奮し或は全く無根の事實を擬して朋友を毆打し口論し時として官  
命に服せざることあり

又此感覺過敏は消化機に變動を及ぼし非常の飢餓を來たし爲に甚だ卑劣の行爲即  
食物の一片だも其大小を争ふに至るたとひ社會に在て中等以上の教育を受けたる  
ものに於ても暫時にして此性を得

又觀念連合にも變動を來たし考慮淺薄となり辨別連合内容不調となり常識より見  
るときは如何にも危險なる如き僥倖を企圖する狀をなす者多し(然れども自ら決して  
僥倖を欲せず必成敗す)

なり)

又觀念情調の變動により一種の誇負心を生じ自家の行爲は善惡に關せず總て他人に誇る傾あり

又長く在監するものに於ては春情抑壓の爲色事觀念に誤想を來し快感銷錯となり同姓を愛し不倫淫猥の念を生じ一朝契約するあらば辨別連合内容に變動を來たし之を慕ひ之が爲には敢て死をも辭せざる狀あるは一驚を喫する所なり然らざるも此輕微變動として手淫をなすもの多し

又屢入監するもの及び長く在監するものは初め苦感甚しと雖次第に此感覺麻痺し脫苦感となり觀念情調は消極性となり此嚴律の下に在て却て服従を忘却し娛樂の念を生し且誇負心を併用し種々の惡戯を試み玩弄物を密造し賭博等の遊戯をなす踴躍中に閑日月の謂か又此娛樂の行爲中には偶々渠自ら苦感を慰せんとする行爲に歸すべきものなきにしも非ず其他渠等は一種特性社會的感覚を有し敢て誤想を矯正する能はず官命に背戾するも同因相互の契約を遵守すること堅し又相互幫助陰蔽庇護し且秘密通信聯絡の敏捷なる實に豫想の外に出づ之れ渠等の頑迷に歸すべきも又自己將來の利益の爲め之を固守するに至るべし然れどもこれ亦一特性と徹すべし

又彼等は境遇上思想を單純とし事業に専心熱注するを得る結果のみならず特に手工に巧にして習熟の早きは常に工業係の驚く所にして常人の習熟期より平均三分の一早しとこれ亦特性に歸すべし

以上叙述する所の觀念萌生は經來の恒性を養成し或は監内の境遇より成立するものにして此發動する觀念の爲には有ゆる奸智を逞くし成功に熱注し種々の準備假險を鍊磨し戒護者の鼻息を窺ひ虛偽詐謀神出鬼没の技を演じ法を犯し則を破る殊に對者の氣息を窺ひ機を見るの敏なる實に卜者の相觀より尙巧なり答案に於ても詭辨を弄し巧に遁辭を設け其頑強固執なる誠に御し易からず然れども渠等は觀念界狹隘なるを以て此變幻なる言動を看破するまた容易なり

詐病構成は上述の如く反抗的觀念を果さん爲の準備行爲にして該目的に向て直接に或は間接に行ひ其遠謀の巧なる時として真相を發見する能はざるとあり然れども常に目的を果すに最も至便の法を撰擇するを以て詐病も其方向に従ふは必然なり故に之を鑑定し真相を得んと欲せば必此特異の觀念變象を参照せざるべからず而して茲に留意すべきは彼の強制服務に對する感覺觀念界變動は上述の如く反抗行爲のみを發出するに非ず一方に於ては身体機關に影響を及ぼし多く在監人は知覺運動交感の諸神經は爲に過敏或は衰弱の徴を來たし所謂神經衰弱症を惹起す依て病感自覺に錯感を發し又杞憂觀念を萌生し病恐症を來たす時として病感の誤想

(ヒポコロンデル)病狀を訴ふ之れ錯感誤想の主觀にして容觀に於ては誇大の訴と做さるを得ず然れども此誇大の訴は素より眞の詐病的誇大の訴と同一視する能はざるは論を俟たず故に嚴然判別するを要す若然らざれば在監人の疾病は殆悉詐病となさざるを得ざる不幸に陥らん而して此詐病鑑定に當ては已に各病理法醫學の示す所に則るは勿論にして其法規に至ては殆んど餘蘊なし然れども詐病構成は素より被檢者の周到の考慮より行ふを以て檢者に於ては心理的論理を應用して之に對せざるべからず然るに從來の著書に之れを明示するを見ず在監人詐病鑑定に於ても亦然り故に余は茲に自家實驗に徴し在監人の心理的特異觀念及行爲を演繹し其詐病的鑑定に於ける注意數項を得たり記して聊本論の尾を結ばんとす

- (1) 檢者は獄情を知悉するを要す  
獄情とは在監人拘束の狀及之に對する集等の觀念及行爲を云ふ
- (2) 檢者は病理及法醫的は勿論心理的觀察力十二分なるを要す  
之れ在監人詐的に向ひて特有ならずと雖在監人は曩に述るが如く奸智に巧なれば一層茲に注意したる所以なり
- (3) 檢者は病理的法醫的論理發綻敏捷にして所謂頓智的手腕を要す  
之れ亦特有に非ずと雖在監人は答案極めて機敏にして當意即妙實に捕捉し難き程言動巧なればなり故に尙之に勝るを要するは論を俟たず

(4) 檢者は虚心平氣を裝ひ却て病者に同情を表する言動を以て對するを要す  
之れ特有に非ずと雖檢者は多く療醫を兼ねるを以て在監人に對し真相を得るには特に有要なり

(5) 檢者は診査を可及的迅速に終了するを要す

之れ目的の倫安にあるときは長時間を要すれば渠が目的の過半を了すればなり  
(6) 檢査に當て一症狀を訴ふるも同一の方法を可及的避くるを要す

之れ在監人は秘密通信聯絡非常に迅速なればなり

(7) 檢査技術は療病法に擬して行ふを可とす

(4)の解と同一なり

(8) 囚人の詐病は多く病の極期を摸擬すること多し

之れ目的多大ならず且常に視察の嚴なると多く病の極期のみを記憶するを以て  
専門眼より見れば抱腹すべき無頭無尾の大患を多しとす

(9) 詐病構成は再犯以上に多し

之れ説明を要せず獄情に精通するを以てなり

(10) 囚人の詐病は流行的に來るとなり  
實驗参照すべし

(11) 囚人詐病の多數は眞の詐病少く既存の疾病を誇大に訴ふるもの多し

之れ詐病は簡易にして且苦感の程度は各人各異にして認識し難きを知ると若發見せらるゝも固守するに容易なるを以てなり

(12) 詐病的誇大の訴と病的誇大の訴とを嚴に區別すべし

説明前述

(13) 作病及作重に於ては最も慎重を要す

之れ渠等の目的に適せず且重大なる作病は精神病の一徴なるもの多きを以てな

り

(14) 匿病は日本監獄に於ては極めて稀なり

終に隨て本監獄森典獄の實驗例發表を寛容せられたるを鳴謝す

參 考 書 目

法醫學大成 カフマン氏原著 片山博士譯 精神病學集要 吳博士著 法醫學提綱 片山博士著 心理學  
 元長博士著 精神病學 江口麗 チーヘン精神病學 精神病學 門島眞枝著 精神病學  
 井村氏譯演 國家醫學會雜誌 神經學雜誌 監獄學 小川滋次郎著 監獄官教科書 同上  
 筆記 監獄協會雜誌 救海日報



○唐津分監の概況

(前略)開始の當時は幼年四十五名未丁年四四十二名合計五十七名の男囚を收容仕候處爾來同年末日迄に收容せし分長崎監獄より十一名本監より四名伊万里區裁判所判決に係る者壹名合計十六名に有之候其罪名を官印偽造行使一人爲替手形偽造行使一人故殺未遂一人窃盜十人詐欺取財二人屋外窃盜一人犯數に區分せば初犯十人再犯三人三犯三人に有之候年未現在人員に在ては初犯二十八人再犯十人三犯十六人四犯十人五犯三人六犯三人七犯一人十五犯一人合計七十二人と相成申候

監房の配置は主として各個の性質習慣行狀等に依り分類致居候監内常に鎮靜して歳末免役等の如きは和氣雍々の間に樂しき甲辰の春を迎候も畢竟同房兄弟の和順を恪守せるものと愚考仕候作業も亦た務めて本人の性行素養及其希望に留意し賦課致居候に付争ふて勉勵し充分生産的事業の趣味を感

し居候模様に見受申候殊に耕紉の如きは幼者最大希望に御座候

教授は幼年者に對しては午前三時間未丁年者に對しては午後二時間を例と致候而して其始に於て必ず彌陀の尊像へ禮拜せしめ續て修身談に移り申候教科は可成實用的のものを撰み刑期及年齢の如何に由り或は速成方法を施す場合に有之候

一般の囚狀に於ては時々或は微々たる惡戯之間敷事有之候得共其非は素より子供當然の戯とも云ふべくして深く咎むるの必要無之者に御座候要するに監房工場共に開監爾來極めて靜肅の境域と相成申候不平等は倦怠の情將に起らんとし又は既に起りし者も可有之此時に當り神聖なる教場へ身神を移すに由り其不淨不決の觀念は不識不知の間に滅却するに至るへし之れ或は非行を逞ふること能はざる一大原由かと確信仕候二三不良の徒も有之候得共自然の間に感化せられ至極謹慎致居候此の歩調を以て進行仕候ときは體に清境に達候事と私に相樂居申候

前記伊万里區裁判所判決に係る屋外窃盜壹名は縣

下西松浦郡伊萬里町平民 T Y (明治十七年三月一日生)なる者に有之幼にして父母を亡ひ兄三人を有する末子に御座候十二月廿六日放免出獄后監督其宜敷を得は有望の者と被認候然るに御指令の次第も有之同日佐藤教誨師をして原籍地實兄某の許へ送付せしめ候同教誨師の報告に據れば右某は同地にて魚類行商を爲し生計困難妻子あるも家庭は温かならざるの狀況を認候次兄某も亦た同町内に於て左官職を營み妻女は副業として豆腐屋を爲すと云ふ生計及家庭の狀況は實況と髣髴たる模様と被察候而して同人は職業の爲め他行中にて參會せざりしと申候今一人は兄某は長崎縣東彼杵郡松島にて理髮業を營み居候趣に御座候幼年者は皆て同人に就き理髮業見習を爲したりと申候斯四人の兄弟打揃居候得共相互の間皆な和親を欠如する様態へ申候切て教誨師は將來の監督上實兄に就き協議する所有之候處同人は先づ該幼年者の素行を陳へて曰く此者は迄鍛冶職理髮業を始めとし百種の職業を授けんとしたるも一の成工したるものなし殊に此者の精神改良甚た六ヶ敷到底望み絶へたりとて固く拒排し

たる趣に御座候然るに幸なる哉同町内に理髮業を營む所の某なる者有之幼年者の亡父と昵懇の間柄なりし故を以て仲載の勞を執る事相成實に頼母敷存候其他憐佑二三も相集り無爲して一個の職場と相成候趣一同は幼年者を諭し一面又た實兄の忿怒を鎮撫し呉れる等にて教誨師は非常の勢力を得たりと申候幼年者は在監中探りたる方針に基き如何なる困難に遭遇するも稍熟達したる鍛冶職を成工し一身を立てんことを誓ふと雖も尙は實兄は容易に之を承引せず申候者は監獄の恩承に對する點より實兄へ説示する所あり又た教誨師は幼年者に代り將來兄の仰に對しては決して背かざる旨を誓言する等に由り實兄に於ても漸く保護の任に當る旨承諾したりと申候於是先づ鍛冶職に就くの準備整ふ迄は實兄に於て適宜の業務を申付くる事に相成候將來監察の事は仲載者へ囑托し教誨師は引取たる次第に有之候其後幼年者並に仲載者より各狀報も有之爾來勉勵致居候右昨年中の概況乍筆御報申上度如斯に御座候 敬白 (唐洋分監長)

○所謂増食は斷して不可

なり

進 藤 正 直

去る明治二十九年の春と覺ゆ靜岡縣主催關東及東北地方聯合典獄會に於て決議せる食量標準に依れば同一科程業者は凡そ技能の良否に係らず必ず同等食を給す可きものとなし所謂増食をは全然否認せり、是に於てか埼玉外數縣は此決議を尊重し遂に食量の改正を斷行せるか爲め一時は尠からず囚人の感情を害し作業奮勵上頗る困難せりと云ふ而して此比他の聯合會に於ても皆同様の決議ありたりと聞さけるに、近年作業増收問題の喧しさに伴ひ各監獄々裡に工錢額の競争を生じ其成績の優劣は直ちに以て典獄其人か手腕の利鈍をもとせらるゝか如き情勢なきにしも非ざるより之に對する當局者の焦慮苦心真に諒察に勝へざるものあり、乃ち工錢額増加の目的に於て苟も規定に背反せざる限りは如何なる方法手段をも敢行して憚らざるの弊風漸次流行し其結果監獄作業は作業の監獄とな

り囚人は一種作業器械化せるかの觀を呈するに至れるは蓋し蔽ふ可からざるの事實なり所謂階級法實施の監獄に在りては概ね増食を以て優遇の骨子と爲し又其他の監獄と雖も同一科程業者間技能の良否に依りて食量に等差を付し例へば科程外の甲には一等食を與へ科程了の乙には二等食科程了の丙には三等食を給するか如き向現に過半数の多きに居れりと云ふ、其果して作業獎勵に利便あるや否やは姑く之を論外に措き今若し一等食は其作業相當の食量なりとせんか乙丙の兩者は敢て科程を怠る者に非すと雖も唯其作業に未熟の故を以て相當食を得る能はず即ち曾て一の違令犯行あるに非ずして事實恰も無期の減食處分を受けたるに等し何ぞ其不法にして酷なる、更に又三等食を適量と假定せんか甲乙の兩者は丙に比し名を優遇に籍りて全く過分の食を強へらるゝ者と謂はざる可からず夫れ食には量あり足らざるの食は固より健康の保難に適せずと雖も過ぎたるの食も亦た斷じて養生の道に非ず然らば則ち兩者亦た實際に一種無名の懲罰を執行せらるゝに同じ天下豈

に此の如き奇なる優遇あらんや

多く労働する者は多くのパンを取らざる可からず是生活の必要なり監獄則第二十八條に各自の身體作業等を斟酌すと謂へるの精神蓋し此に存せん然らば則ち同一科作業者は言ふ迄もなく同等の労働に服せる者なるが故に同量の糧食を給せらる可きは當然にして、彼の精巧と言ひ拙劣と言ふが如き凡そ生産力の優劣は畢竟作業の熟練不熟練を意味するに過ぎざるのみならず事實未熟者が却て多くの勞苦を感ずるの常なれば其報酬に厚薄ある可きは勿論なれど其食に甲乙あらしむるが如きは抑も世に謂れなきの業ならずや、然るを今技能の良否に依りて濫りに食量に等差を設け一片の肉塊ならぬ一椀の麥飯を好餌として而して作業獎勵に便すと云ふ、思ふに是彼等の何よりも先づ得んと欲する處のものにして彼等は心中大に歡迎し感謝措く能はざる處なる可ければ其効能の極めて現金的に且確實なるものあるや知る可しと雖も、然れども其管に衛生上危険の虞あるのみならず性情の弱點を善用せるの結果彼等が作業に對する道義心は爲

めに滅却するに至り動物的性情は彌増助長せられざらんとするも得可けんや、而かも一面に於て品性の陶冶を期す是恰も奪を與へて長壽を祈るもの寧ろ滑稽の極ならずや

記者一月二三日間を得年始の祝詞旁山の手の某老人を訪ひ一月早々最も有益なる時事談を拜聽したる中に獄事に關する警告もあり記者一人の耳底に藏め置くは甚だ惜しき感あるを以て其の數節を左に掲ぐ

卑見に依れば監獄則施行細則第五十八五十九の兩條即ち食物購求の件は勿論同第九十四條の第四即ち有賞表者優遇の一項なる副食物増給の件は共に今日の監獄に在ては最早無用有害の規定なるに似たり、蓋し如上の規定あるが故に一般囚人に對しても賞與の意味に於て糧食を増給するは寧ろ法の精神なるかの如くに推せらるゝ道理なれば我等は速に斯る箇條の廢止せらるゝに至らんとを希望す、若し夫れ優遇の方法に至りては自ら説あり之を要するに遇因上食物に關する事項は勉めて遠慮する處なかる可からずと雖も不得已之を優遇の一項に加へんとせば同量に限り唯良品を給するに止むるの注意肝要なり、其飯なると菜なるとを問はず生活に必要なる給與即ち所謂増食は食其ものを愚弄するの甚しきものにして之を監獄衛生及感化矯正の見地よりして絶対に排斥せざる可から

ず、之が爲めに作業の督勵に便利ならず隨て收入の増加は豫期の如くなる能はずとするも我等は他の大なる無形の所得を闕却するに忍びざるものなり

りたる活氣を恢復する事も出来まいと話した事であつた

## ○訪問談

記者一月二三日間を得年始の祝詞旁山の手の某老人を訪ひ一月早々最も有益なる時事談を拜聽したる中に獄事に關する警告もあり記者一人の耳底に藏め置くは甚だ惜しき感あるを以て其の數節を左に掲ぐ

記者誌す

○此の間某か弊屋を訪ねたから、ドイカ此の頃の獄事は君方が心配する如く少しは進歩したかと聽いて見ると、否此の頃の獄事は少しも活氣なく前途ドイなるものか頗る心細い事であると云つて居つたが、元來斯の如く活氣なく意氣地なしにして仕舞たのは誰の罪であるか先づ其の罪人の首を齧せされは君等の心配甲斐もなく又一時勃興し掛

るが、兎に角現行の法律が缺點ありとするならば、

改正と云ふ事は結構な事であらからサツ々々と改正するが宜しい法律は不磨の大典であるから輕々しく改正は出来ぬ慎重にせなければならぬと云つて改正案の一頁も讀ますして八ヶ問數議論する人物が多い、法律と云ふものは巖上の松の様に苦蒸して枝葉が茂りて珍重せらるゝものではない、恰度子供の着物の様なものであるから子供が生長すれば随つて着物を改正せなければならぬ、一ツ身の衣服を十二三歳の子供に着せる大馬鹿ものは世の中にはない、今日作つた法律を明日改正する事は一國の品位を損する事でない、又人權を侵害する事でもない法律の改正は一國の文明を進むる上に於ても人權を擴張する上に於ても誠に祝すべき事である、ナニハケ敷云ふ奴を片端から一人一人捕へ來りて改正案の何處に缺點があるかと詰問して見たい、一頁も讀んで居ない先生方に異論のある筈がない。若し眞に其の主義に於て政策に於て異議を唱ふる人物あらは之は眞實國の實である、

### ○泥棒大學

(文明社會の裏面)

○ウン彼の掛物かあれは應擧の書いた雲龍ぢや毎年正月には探雪の書いた壽老の三幅對を掛るのて

あるが、今年辰年であり且つ風雲穩かならぬ年始めてもあり壽老など掛けて安閑として年を迎へられぬから、家内中を雲龍の如く奮起せしむる教訓の爲め今年此の軸を掛けた、吾々の如く老ひ腐りたる人物は仕事かないが君等はウント奮發して貰ひたい今年甲辰の年ぢや彼の春秋を見賜へ甲辰の春王正月は支那には豪らい騷動もあるが又豪らい人物も甲辰の年に輩出して居るだ

△發端 去る十一月十三日の事なるが米國費府警

察器は像ねてより同府に存在せる泥棒大學の所在を探知せる事とて數多の警官は手筈を定めて聞聲と諸共に校舎の前後左右より校堂目蒐けて闖入したり然に驚く可し薄暗き教室内に於て教頭は講壇に立つて右の手には教授用の参考品たる兎器を持ち左手には窃盗用のナイトログリソリン液の瓶を持ち頻りに泥棒術の指導に餘念なかり折柄なれば一同の驚きは一方ならず周章の餘り逃げ惑ふ混雜の中にも教頭は早くも同校舎の二階に飛び上りし故警官の一部は續いて駆上れるに二階の室内は同大學の本教室か夫れとも兎器陳列室か一面に羅列せるものは大鑛電池電線各種の爆發物假面刀銃鑊等各種の武器にして是等は皆泥棒用の爲に特に製作せられたる新式の兎器たるは勿論此外にも大小各種の兎器一として備はらざるなく其設備完全にして而も大袈裟なるには流石文明國の警官も一驚を興せりとぞ先づ事の順序として同大學組織の概要を述べん

△教授と學生 教授連の多くは老年の輩にして出ては國內の各方面に得意の手腕を揮ひ入ては教

授として未來の後繼者たる可き青年子弟の薰陶に従事し多大の名譽是れは怪しいと尊敬(勿論子弟より)とを受けつゝあり米國各處の銀行又は郵便局の金庫を巧みに破壊して巨額の金員を奪ひ去るは悉く此輩にして從來銀行又は郵便局は幾度となく彼等の爲めに荒されたるが彼等の出没如何にも自在にして警官等は彼等の逮捕には殆ど持除し居たる者なり學生とも云ふ可き青年の輩は皆前途多望(否不多望)の惡漢にして一廉の泥棒たる迄には前記老教授の指導の下に多年苦學の効を積まざる可らざると同時に實地經驗の爲彼等は不絶各種の竊盜を働きつゝあるものなり惡漢共が惡事を働く爲めに用ゆる手段の巧妙なる事は常人の到底豫想し能はざる處なり特に金庫破壊の爲めにナイトログリソリンなる爆發藥を巧みに利用するに至つては唯だ驚異の外なきなりチャトルスディックンフエーゲン盜賊學校なる名の下に泥棒社會の實狀を描寫せるが夫れとは事變り茲に掲げる泥棒大學は實際の事實たるのみならず其設備の整頓せる點に

於て遙かにフエーシオン盜賊學校に優れるものあり  
 △教頭の風采 教頭は銀行荒し専攻の博士とも云  
 ふ可く名をジョセフ、パットンと呼び丈高く格服  
 飽迄立派に剃さへ服装の甚だ華美なるが上に其相  
 貌のいと罪なく見ゆるに(重罪犯人は概して容貌  
 溫和なる由)其風采よりすれば慥かに好箇の一紳  
 士なり同人の妻はセントクレアと呼び是れ亦婉  
 容花の如き美人なりと遣は決して記者の心負に非  
 らずと知るべし兎に角此兩人は費府ウツド街七百  
 三十五番館に住居し此處に泥棒大學の講堂を設け  
 たるものなり學生として收容せる盜兒は同人の舊  
 知又は鐵道會社備人の古手其多きを占むと云ふ而  
 して同大學が學生訓練の目的は銀行泥棒を養成せ  
 んが爲めなれば先づ盜兒をして銀行内部の事情を  
 知悉せしむるの必要あり之に要する設備の如きは  
 全く秩序立ちて毫も間然する處なしと云ふ

△訓練の模様 練習時間來れば五人乃至六人を一  
 組となして室内に入れ周囲の窓は悉く密閉せしむ  
 先づ教授は盜兒をして圖の如き黒色の假面を被ら  
 しめ次に靴音を止めんが爲めに靴底には毛織の厚

き布片を張らしむ續いて彼等一同をして圖の如く  
 裏には一面に數多のポケットを附せる上衣及チ  
 ホツキを着せしめ其内に泥棒用一切の道具即ち銅

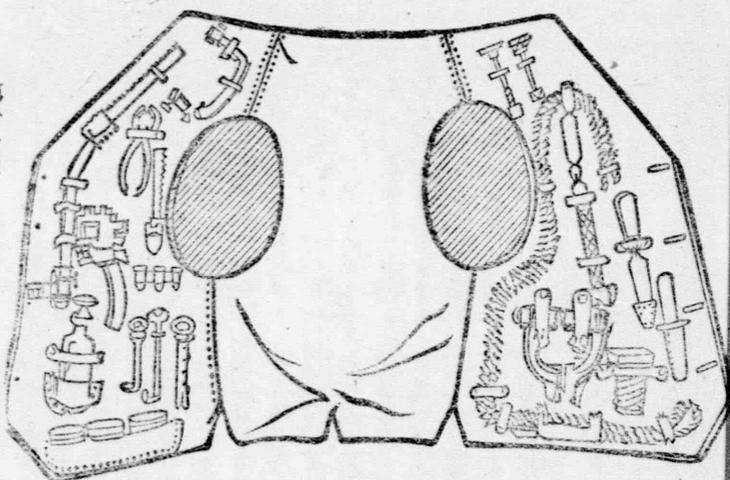


鐵製錘鋸釘螺旋拔棍鋼鐵製螺旋錘楔子等を隠さ  
 しめ且つ各自に小さき角燈を携さへしむるなり用  
 意終れば教頭は先づ一應携帶品及服裝の検査を行  
 ひたる上にて愈愈假設の金庫に向つて破壊術の練

習を行ふなり今要を摘んで其方法と及びナイトロ  
 グリスリンの大爆發により意外にも惡漢の逮捕せ  
 らるゝ次第を述べんが記者は決して實地の經驗あ  
 るものに非ず嫌疑を受けては迷惑につき讀者豫め  
 御承知ありたし呵々

△練習の模様 一切の用意整へりと思れば教頭た  
 る首魁は盜兒をして各自に其練習を行はしむ先づ  
 第一の練習は金庫に小なる穴を穿つ事なり是とて  
 も一朝一夕に熟達す可きものに非ず從つて彼等は  
 首魁の指導の下に一定の期間は此練習を繼續せざ  
 る可らず故に彼等は其間前號所載の諸道具を用ひ  
 て日々假設の金庫に向ひて是を練習し其日の課程  
 を終れば直に諸道具を片附け一語も交はさずして  
 密かに屋外に出て各自諸方に散失せるなり斯くして  
 泥棒術を卒業し一廉の泥棒たるに及んで始めて  
 彼等は前記新式の諸道具をポケットに忍ばせ思  
 ひくゝに悪事を働くに至るものとす

△大爆發(運事の通稱) 金庫に穴を穿つに熟達する  
 に至れば次には其穿てる穴に例のナイトログリス  
 リンを詰め込み愈々金庫の破壊法を練習するに至



るなりヨセフ、バットンは手づから從來斯かる危険の教授を爲し居りしが彼れが感運愈々盡き去十一月初旬に至りて思はざる過失により罪惡の露顯と共に其身も逮捕せられたるこそ小氣味よき次第なり去月上旬彼れは例の如く盜兒の面前に於て假設の金庫に穿たれたる穴にナイトログリッソンの注入法を説明せる間に如何なる機みか彼れは同藥の瓶を取落せしかば忽ち爆發して轟然たる響きと共に周圍の窓戸を破壊し室内は黒烟を以て充され家屋は恐ろしき迄に震動せり其折街道を逸避せる二名の警官は物音を聞き附け這口只事ならじと早速同家屋に近づき屋外より事の大意を見定めて急を警察署に報ずると同時に猶豫なく先づ屋内に闖入したり警察署にては豫ねてより銀行荒しの大賊の逮捕に苦心し居たるのみならず從來各處の銀行郵便局の榮りたる被害の模様より彼等が爆發物を利用せるを知り居たる折柄なれば報を聞くや否や早くも例の大賊の所爲と合熟しつゝ多數の警官は時を移さず馳せ付け續いて四方より屋内に躍入りたり然るに室内には黒烟未だ散りやらず而も周圍各處の銀行郵便局にして彼等の爲めに荒されたるもの擧げて數ふ可からず(被害の箇所も煩はしければ茲に掲げず)而も悉く同一手段によりて金庫を破壊せりと其大膽にして術の巧妙なる實に驚くに堪へたり

以上はバットンス、バードグラカレッツ(バットン泥棒大學)の主要なり唯本紙面狹隘にして記する處が一にも及ばず爲めに詳細を讀者に報ずる能はざるを遺憾とす

(完)

### ○川越懲治場を觀る

別 天 生

予の川越懲治場を觀たるは年の暮十二月二十七日の日曜日にして突然同場に蒞み早川分監長の嚮導を煩はし幾多の説明を請ひ殆んど予の爲めに一日の忙を割愛せられたるは寔に陳謝すべきことなり予は此記事を掲ぐるの前先づ同氏の厚情を多謝せざるを得ず

同監は曾て二三月の頃に於て視察したることあり

圍の光景如何にも慘酷たるに加へて其混雜云ふ計りなかりしかば警官等は事の意外に驚き暫時は茫然たりしが能く見れば惡漢共は警官の闖入に狼狽せるにはあらで其實爆發の爲めに跳飛ばされ大負傷を爲し悶へながらも逃げんとして七轉八倒の苦み最中なりしとは二度の吃驚亦首魁は二階に飛上りて逃げ惑へるとのみ思へるも是れ亦實際は大爆發の爲めに二階迄跳飛ばされ自傷の爲め身動さざるも悶へ居たりとは笑止千萬の事共なり警官等は尙取調の結果多年尋ね飽み居たる大賊の住家なる事を確めたると同時に惡漢共は首魁の教授を受けつゝありし眞最中に斯かる意外の椿事を惹起せし事迄知り得たり兎に角警官は彼等を病院に送つて應急の手當を施せるが斯くして首魁バットン以下一味の惡漢共は悉く捕縛せられたるなり(其人年齢は煩しければ略す)

過去數ヶ月間於てヒラデルヒヤ郵便局管内のみにも六ヶ所の郵便局を荒し現に彼等が逮捕せらるゝ前夜も費府を去る五哩のスプリング市郵便局の金庫を破壊して現金百七十五弗を奪去れりと其と雖も草創の際未だ十二分の準備設計だになかりしに、今早や一年を経過したれば自ら面目特質を發揮するに至りしならんと、胸に想像を盡きつゝも予に採りては比較的に閑散なる年の暮を利用して舊知已たる川越を訪ふと爲せり

豫て聞く所に依れば同監の門戸は普通官衙の如く常に開放しありと謂ふ、予の視察當日は日曜日の故にや閉鎖されたれど耳門は開て人の往來するに任せたるも門衛の在りありて訪問者は一應先づ來意を告げざるを得ず、思ふに此門衛は警護の爲めと謂はむよりも受付事務取扱の爲めなるらし

茲に收容せるの懲治生徒は當日の總員百四名なりと謂ふ、分監長の説明には生徒の數多きに失するを憂ふと、然り同監の設備にては百名内外の生徒は多きに過ぎたるもの、如し、先づ五六十人の範圍に止めて、十分に精神的教育を試みたしとは予輩當初の理想にてありき

此收容兒童の大半否殆ど全部は耕耘の業に従事せるものにて大工洗濯掃工指物等の業務に従事せる者僅々十三四名に過ぎず、他は何れも農事の練習

生たり、予は實に斯の如く大多數の兒童を農事に使役するの當否に就ては大に疑を懐かざるを得ず、兒童の多數をして將來田園生活を營ましめんと欲するは必ずしも咎むべきに非ずと雖も其の實田舎に兒童を配分する方法行はれざるときは却て無職若くは不適當の兒童を産出するに近かるべし、殊に況んや八九十名内外の兒童を一團として農業に使役せしむるは其間不良分子の媒介傳染等なきを保せざるに於ておや、農業の左まで重視すべからざるは予聊か前號に於て卑見を開陳したる所なり、手工技に適當なる我國民兒童は宜くまた先天的伎倆を茲に發揮せしめて以て將來生活の根基を作らしむるの方針を採り、大工鍛冶指物桶工等の特技を養成せしめざる可からず、予は獨り農事使役の者三十名内外に止まらしめんことを望まざるを得ず

兒童の全部は何れも皆普通監獄的の屋舎所謂格子作り牢舎に生活を營ましむ、屋舎の不適當なるは勿論のこと、改造修築の必要なるは言ふ迄もなきことなれども、多くの費用を掛けずして尙此處吐設備ありて一家としては不十分ながらに其面目を維持せしむるに足る、六疊四疊半の二室にして中央に大火鉢を横へて壁上また楠公の畫像あり、机六七個を積み重ねツツタ製兒童用の提囊及袴等ありて塾舎の風自ら備はれり、廊下を隔て、は清楚なる六疊敷の室ありて、是なむ所謂典獄分監長若は監督者の寢臥すべき室なりと謂ふ、炊事は専ら兒童をして之を掌らしめ現に予の目撃したる所に依れば二人の兒童晝養後の盥洗に従事せり、今少く勝手向の清潔と秩序とを保たれんことを望みたるも左まで甚だしき不潔陋態を呈せざりしは能く彼等兒童の意向を察知するに難からず

去て工場の一隅に設けられたる食堂に赴けば恰も午餐中にして白布を以て覆はれたる食卓に約十五六名の兒童は列を正して倚り茶碗を卓に置き給仕人懲治生の來るを待つ、看守も亦卓の一局(上部)に坐を占め食卓に列す、卓の中央には花卉の在るあり、多少混雜の狀あるやに見受けたるも兎に角此食事の方法は最も予の意に適したるものとす、卓に列したる看守は沈黙の間に食事を終らざし

すべき一見嫌厭の情に堪へざる面目を改むるの工夫なきや否や、既に川越分監と稱する事非なりとせば牢舎の非なるは勿論なり、必ずしも之を以て外見を飾り若くは贅澤三昧に流るゝの弊と謂ふ勿れ、居は志を移す周圍の外物の感化力を知らば普通家庭的の構造と爲し、寢具は之を戸棚に入れ領置品は總べて彼等をして保管せしめ、掘間また飾るに忠臣烈士の肖像或は美麗なる風景畫を以てするの用意は極て適當ならずや、寒風膚を劈くの日晝間廣濶なる一房裡に青色の蒲團を被むつて偃臥する者あり、謂ふ風邪の爲めに病臥すと、宛然是れ囚人の情態と何等の異なる所あるを見ず、病室の設備なきは最も非とせざるを得ず、彼れ不幸の兒をして寂寥たる大廣間に何等特別に攝養の施す所なきものゝ如く病臥せしむるは所謂機に臨むて感化を努むる手段に於て缺くる所あるを免れず

さりとは謂へ茲に一の模範的家庭は造られたり、即ち懲治生中良好なる者六七人を擇むて普通家屋に住居せしめ敷くに疊を以てし障子を閉閉して出入に便ならしめ炊事部屋の附設簡單なる掘風呂のて、面白き浮世話を爲し且また兒童をして談ぜしめ、食事の間に幽樂たる趣味を感知せしめ或は其の個人的の性情を知悉するに至らしめんことを望ましけれ、食事は徒らに食はんが爲めに食するに非ず、家庭團樂の樂を茲に享受して自然の愛情は食と共に彼等をして十分に嚙下せしむるの注意あるを要す、無言の儘に箸音夏々口腹の慾を滿たすに過ぎざるが如きは會食の趣味を失ふものと謂ふべきなり

教育は午前と午後二部に分ち一定の教場に於て之を行ふ、教室にはオルガンの備あり、語る所に依れば概して學藝の進歩著しきものありて普通良家の兒童に優る所あるものゝ如しと、是れ全く教育の任に膺る所のもの其人を得たるものにして大に喜ぶべしと雖も今日教育の時弊は學益々熾にして道修らず、徳愈々頽れて智進み、藝術は偶々以て邪惡を養成するの基たるなくんば幸甚し、兒童の矯正は深く内心に個人道徳社會道徳の印象を刻せしむるの覺悟あるに非ざれば到底成效を期す可からず

搜檢室を以て書籍館に充てたるは利用の宜きを得たる者にして唯惜むらくは書籍の部數甚だ少數にして普く兒童の嗜好を充たざしむる能はざるを、忠臣孝子の繪畫杯も今一層多くを聚集し講話の材料に供し若くは書籍館に展列せんことをよけれ、食後一時間を以て自修讀書の室に充てたれど其の實自修者は甚だ稀にして寧ろ講話を望むものゝ如しと、想ふに彼等兒童は未だ真に能く書籍と親むの機會に接せず從て之が趣味を會得せざるが故ならむ、教師は宜く一面書籍館の設備をして完全ならしめ、成るべく兒童をして書籍と近接せしむるの工夫を講ずる所ありて可なり

早川君は特に予の爲めに兒童をして遊戯を試爲せしむ、六七十人の小兒幼は年齢八歳位の者より長は十八九歳に至る迄一様に楠公及雪中行軍汽車驛名の唱歌杯女子に適すべき遊戯を行へり、謂ふ所に依れば競争遊戯は惡弊あるを曉りたるを以て斷然心意を和くべき遊戯を探るに至りたりと、遊戯は舞粧に交ゆるにオルガンの樂器を以てし小學女兒に科すべき夫と相同じく、之が爲めには特に分

活潑ならしむべく跋扈ならしむ可からず、氣力旺盛體質頑健なるべく、蒲柳衣に勝へざる執袴の姿若は塗粉優雅たる官妓の態たる可からず、特に予の憂ふる所は徳治生分類法の未だ能く整はざるに在り、固より收容の室百人内外を容るゝに足らざるを以て勢ひ十五歳以上未滿とに分つ止むを得ざるものありとは謂へ、家庭の情況教育の如何年齢等に依り其の相似たる者を一室に容れ二三室を以て組織せられたる一家庭大凡そ三十人以下に限定し付するに常置の看守三四名を以てし全く他の家庭との交通を斷絶せしめんことを望む、共同遊戯の如きも一家庭のみに止め七八歳の兒と十六七歳の者と共に相行ふが如きは其宜きを待たるものに非ず、睡眠勞作其他授學等々特別に家庭毎に之を異にし以て個人的處遇の實を擧るに至らむことを望まざるを得ず、此點は痛く當局者の反省を希ふ所にして若し出來得べくんば獨居室六七存せば尙妙なるべし、兎に角同じく不完全は免かれざるにせよ現今の組織を以て今一層分類法を精密ならしめんことを望む所なれ

監長以下看守三四名小學教員の爲に開かれたる夏期講習會に臨み特に演習を受けたるものにして、現に今日尙看守中に在ても音樂講習會に臨席するものありと謂ふ、斯ふる女子遊戯を男子に科せむとするは全く男生の跋扈なる氣風を一轉して優態和煦ならしめんと欲するものにして、時として或は可なる場合あるべしと雖も予は寧ろ男生には男生らしき遊戯を科するの適當なるを覺ゆ、性情を和けんとして好んで女的遊戯を科せむとするは其宜を得たるものに非ざるべく、男子須く社會の競争場裡に立て活躍を試むるの體質を要すべく豈爾々として舞ふか如き婦女の態を習はんや、是れ固より一時の權道なるべしと雖も予は縱令一時たりにもせよ、男生に對して斯る滑稽を行ふを好まず、素と遊戯なる者は心性の調和と體質鍛練の必要より生じたるもの疎擧の性情を矯めんとして優倡婦女たらしむるは角を矯めんとして牛を殺すの類、且男生に對して女的遊戯は決して體質の鍛練とは成らざるもの、予は之に依て去勢術を施さるる男子の輩出せざらんことを祈る、男生は宜く

署員は署内に在ては制服の儘なるも佩劍せず、徳治生をして單獨に使等の小用を爲さしめんが爲に外出せしめ又は共同に郊外散策を試むる杯は適當の事にして殊に外出面會等の折には淺葱色の被服を改めて絹服を着せしめ袴を穿たしむる杯用意到れりと謂ふべし、或は室の内外に花卉園草ありて以て幼者の目を怡はしめ、若くはカナリヤ目白等の小禽數羽所々に飼養し彼等をして愛育せしむる等注意の緻密なるを知るに足る、然れども予は親しく未だ農事就役の狀況及授學の狀態を視るを得ざりしを憾とす、僅々三四時間の觀察に過ぎざりしを以て固より皮想の見たるを免かれずと雖も遠慮なく卑見を吐露せしむれば今一層紀律的に彼等の性情を矯治せしむる所ありて可なるもの、如く覺ゆ、予の眞意を誤解する勿れ、茲に紀律的と謂ふは徒に通俗の監獄的紀律を以て壓抑勵行を迫るものに非ず、監獄的紀律は一面懲戒の意を寓すと雖も予は敢て之を以て苦痛の意義に解せず、唯吾人類の當然守るを要すべき天則紀律を兒童の精神の裡に圖鑿せしめんことを欲す

るに在り、感化は紀律と能く相伴て其の効を全ふす、決して紀律を以て感化を害するものと爲す勿れ、起居寢臥自ら時あり、食事勞作授學自ら一定の秩序あり、秩序の内に在て快を共にし悠々紀律の爲めに拘束を受けざる底の紀律は兒童の時代より暗黙の間に彼等に教ゆる所なかる可からず、和氣飄然たる家庭の裡に在て秋毫も犯す可からざる威風の存する嚴父の必要あるが如く凜乎として他を懾服せしむるの森嚴威重なかる可からず、想ふに百名内外の頑兒を收容することなれば、内には執拗制抑し難き者もあるべくまた佞奸上に諂ふの輩もあるべし、監獄則上に規定せられたる懲罰減食を以て直に彼等に加へむとするの當否に就ては疑問あるを免かれずと雖も親權の存する懲戒の範圍に於て叱責鞭撻佇立も亦必要ありと思はる、兒童携有の鞆の樂書頭髪の短薙に就て滑稽戲に一部分を短薙したる形跡杯あるが如きは予をして多少紀律の廢弛なきやを疑はしめたり

以上皮想の觀察、誤れる節固より之れなきを保せずと雖も、事實の點に至ては予の視目に繋る所、一時収入多きに乗じ放蕩三昧に身を持傾し遂に犯罪するに至れる如き、經濟社會の恐慌劇變は延て會社の興衰株式相場に影響を及ぼし爲に倒産の災厄を被むるもの多々ある如き何れも日清戰役後に於て既に吾人の經驗しつゝありし事實に御座候、之が爲めには吾人も亦奮闘せざるを得ざるものと存候

大和魂、君子國を以て誇るの我國民は不良少年を救済するの感化院、出獄人を保護するの慈善事業殆ど一だになき榮を荷ひ申候、罪囚は四萬有餘、不良少年之に三倍すとせば十二萬餘、滔々相率て眞民を惱し國利を損するも尙國民は瞑目して以て文化の美を誇り君子國の名を衒はんを欲する者に有之、私利の念熾に公共の感念乏く小人朋黨比周して互に相陥害せんことを努め、淫風遠く海外に迄吹荒み世の紳士と稱する者、委兩三名を著ふるに非ずんば之が資格なしとして指斥せられ共に相争ふてモルモン宗に歸依せんとするは今日の情態に有之眞に是れ君子國の本質に御座候、顧みて歐米諸邦に對すれば我れ實に衷心慙色の情に堪へざ

尙當局者の指教を得るあらば幸甚たし、終に臨み予をして一日の研究を爲さしめたるの厚意を特に同監職員に向て多謝す、此機會に於て出獄善後の如何に就て尙多少の卑見を吐露したき考あるもとは更めて次號に讓るべし

## ○東京便

一月二十一日 別 天生

謹みて新年を祝ひ申候  
早くも世人は本年を以て戰爭年と豫占致居候、重角七の奇数は戰亂あるを免かれずとの御幣を擔ぐの連中有之、此豫占は事實と爲りて日一日迫るもの、如く思はれ申候、帝國の利權を保護する上に於て已むを得ざるものとすれば何人も起て劍戟を手にするを辭せざるべく、此意氣は既に近く二十七八年の戰役に於て證明せられたる所にして今後幾年を経るとも對手國の何たるを問はず我が忠愛の心は毫も渝る所にあらず、唯吾人の憂ふる所は戰後犯罪の増加を免かれざる點に有之候、軍夫の

るものあり、以て自ら文明の伍件に列し忠愛の念世界に冠たりと稱するも同胞相憐の念に至ては遠く彼等に迫はざるものに候、米は博愛自由の旗幟を樹て、以て幾多の移民惡奸の徒を感化せんと欲し之が爲に新式の獄舎を建て感化院を設立し學事教育を普及し以て犯罪を防遏せんことを謀るは今日に非ず、英に至ては感化事業の發達を以つて名ある所、其數本國のみにて百有餘、免因保護の事業も亦之に伴ひて六十有餘を存するの現況に有之、過ぐる五六年前保護會社の或一監獄に附設なきに當てや、牧師は之を國辱と爲し演説に或は回文に早急之が附設を世人に訴ふるの狀あるを以て見るも如何に彼等の社會事業に熱中せるかを判するに足るべく、佛白獨各々近年に至て特に感化事業に熱注するの跡ある悉く以て我の夢想だも爲し能はざる意氣と熱心に有之、我は斯界外一の監獄事業に注目するものなく、此種の社會事業に留意する者だになし、予は實に衷心犯罪の益々増加せんことを希ひ申候、不良少年の徒は到る所愈々其暴威を逞ふせよ、出獄者は三犯四犯數犯を累ね監

獄を以て所謂我家と爲すの心掛あらまほし、而して後世人は多少醒覺するの機あるべきを想ひ居候

頃ろ先輩某氏一書を裁し読して曰く成効雜誌社の譯に成る奮闘的生活を一讀したるや否や、若し一讀したりとせば大に之をれ鼓吹せよ云々と知人の予を導くの真情銘感拜謝する所に御坐候、左りながら、予不幸にして一讀せざるを憾み居候、命に従ひ早速附近書肆を尋ねたるも見當り申さず、思ふに近日手にするを得べき事と存候、奮闘的生活は米國現國務卿ルーズヴェルト氏の作、一代の偉人にして此著あり、觀るべきの價值想像するに餘りあるべく殊に奮闘的生活の命名、以て大に吾人の志氣を鼓舞し修養を厚ふするに足るものありと存候、干戈相見へんとするの今日此譯あり、獨り國民としてのみならず斯界また大に振はず志氣阻喪せる同人諸士に採りても是非一讀せざる可からざるものありと想像致され候

之に就て憶ひ起したるはルーズヴェルトの事にて氏に候、吾人は茲に謹みて弔意を表し申候

與村典獄も此頃は例の病氣にて床に就かれ昨今餘程危篤の趣に承知致候 人事不省昏睡せりと迄の電報に接し候、あはれ晏天若し靈あらば此好僚友

て欽慕畏敬せしむるの人物に有之候、英のチャム・パレン、佛のデルカツセ、何れも他邦人たる吾人の好模範とするに耻ぢざる所に候、此人にして此著あり、以て米國子弟の感化に與つて力あるべき事と想察致申候、若し夫れ伊藤大隈西園寺等我邦の偉人と稱せらるゝ者にして國民を感化せしむるの著ありとすれば如何、善美濫行貨殖等の獎勵には好都合に可有之候へ共、眞に我國民子弟を教育せんとするには不恰當に候はずや、嗚呼我國師榮とすべき活人物なきを如何せむ、遠く之を外邦に見るの止むを得ざるものあるは恨事の極みに候はずや、武勇の名は輝くとも世は早や末運なり

在仙臺の畑、山崎兩典獄袂を聯ねて本月十七日上京、仙臺監獄廢止の一條に就き諸般の協議を盡くさんが爲めと推せらる、同二十三日共に歸任の筈に候

久保田局長は嚴父看護の爲め三週間の賜暇を得、勿皇旅裝を整へ本月十八日歸郷の途に就かれ候へ共、不幸にも親しく看護の勞を執るの暇もあらせられず、同日遠逝したる趣出發後電報達したる趣を救ひ玉へよ、同人諸士何れも皆痛心、唯快癒を祈るのみに御座候

新年早々不吉の事のみ打續き申候、先は右迄得貴意度候、敬具

統 計

○明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表

内 合 乳 刑 因 留 監 獄 計 兒 人 人 人 人	三 十 六 年		三 十 五 年		前 年 二 比 較		前 年 二 比 較	
	十一月末日	十一月末日	十一月末日	十一月末日	増	減	増	減
刑 事 被 告 人	五四、三六六	五四、九二五	五〇、六三三	四〇二		五五九	三、七三三	
懲 罰 留 置 人	八、〇一六	七、六一四	七、七一五	一四		三〇一	三〇一	
別 房 留 置 人	三三〇	三〇六	二一九	一四		一〇一	一〇一	
乳 兒	三二四	三五〇	九四四	二六				
合 計	一〇〇	九九	一〇九	一		二六	二六	
監 獄	六三、一二六	六三、二九四	五八、六二〇			一六八	三、五〇六	
留 監	六一、九七八	六二、二二三	五八、五四七			二四五	三、四三一	
留 監 場	一、二四八	一、〇七一	一、〇七三	七		七	七	

○明治三十六年十一月末日現在全國在監人員表

新富金福敷膳靜名安甲長字水千前浦橫粟市東小	古 濃 都	四 人	懲 治 人	刑 事 被 告 人	別 湯 留 置 人	乳	兒	合 計
鳥山澤井早所岡屋津府野宮戸葉橋和濱鴨谷京菅		八四四 五三八 一、二三八 一、八三六 一、三九〇 一、〇六二 一、三二七 九四八 一、二五八 八三三 一、四〇〇 五六四 九一五 二、一三五 九三六 六七九 八二〇 二七四 四四〇 三三八 九八〇	二 一 二 四 二 三 三 五 二 二 三 五 八 八 五 八 七 七 四   一	一〇九 四一 七一 五五 八四 九八 四三七 六四 七三 二〇一 六九 一四二 二一 九四 一五六 九九 一、二二五	三   六   〇   七 五 六   三 二 七 九 六 六 一 一 三 六 一 二 二	一   一   一 二 二 四   一 二 二 一   二 一 二   一	一、〇八三 四四八 四八四 三五五 八八八 七六八 一、〇四六 二、六二三 九八七 六四一 一六一 九一四 一、四一六 一、二七四 一、四二九 一、三二二 一、五〇九 一、八七六 一、二五〇 一、七六七 八四四	

長三高松高德松島山廣岡神和奈邇大京秋山青盛福仙宮	歌	一、四二九 一、四七〇 八四八 一、一〇一 六八四 七五一 八九一 三〇四 九八二 一、九九九 一、一五二 一、九六四 七三四 六〇三 二四〇 一、八一七 一、四五一 六二六 七八八 二五一 四〇二 一、一七〇 九八一 五九七	三   二 一 三 一   二 一 二   四 〇   一 四 三   三 五 一   二 四	四四八 七一 七〇 四六 五七 一〇八 四三 七九 二六九 一〇七 一五八 三二 五五 七一二 二四 一三 一三五 一〇九 一一九 六〇 一八九 三五二	一 七   二 三   五   二 九 二 九 二 三 四 三 九 七 二 四 三   八 三	二   五 一 一 三 一   二 四 三 五   九   八 二 二 三 二 二 三	一、八九九 一、四七〇 九四五 一、一七七 七三五 八一 一、〇〇七 三四八 一、〇六七 二、二八一 一、二六八 二、一四六 七六八 六六二 一、〇〇八 二、八八〇 一、五八一 七七〇 九〇四 六四六 四六六 一、三七三 一、三三八 五九七
--------------------------	---	--	---	---	---	---	---





終身追放の苦楚を嘗めしめアーサー・ド・ニソン  
 スをして未婚の母の羞耻を顯はす所の肉塊とし之  
 を呼ぶに不正の生兒となし侮慢殘暴殆んど其の頭  
 角を顯はすの餘地なからしめむるに至らしめ唯僅  
 かに生を食るに止まらしめたる所以のもの何れも  
 皆之を母の不正の行爲に基ひせずんばある可から  
 ず是を以て此の可憐なる妙齡の母をして不幸狂氣  
 の結果益々其道德の觀念を失ひ唯目に觸るゝ所の  
 ものは社會は吾人を凌辱するに在りて之が凌辱を  
 受くるは吾人母たる者の責任と爲し若し之を免か  
 れんと欲するは唯以前の地位に回復するの他道な  
 きを覺るに至るへし

茲に於てか一般の人心は棄兒院其他之に類似した  
 る制度を建設し以て隨意に私生兒を收容するは此  
 等の害惡を防遏するに最も有効なる方法たること  
 を思考せり然れども今茲に統計を以て棄兒院其他  
 之に類する不明の組織に於て自由に私生兒を收  
 容したる以來社會に於ては殺兒の減少したること  
 とありや否や今茲に其の關係比例を示すこと能は  
 ずと雖も若し夫れ之に就いて統計を蒐集するに至

を恢復せんことを計るに在りとの念を起こさ  
 しむ

此の如き組織は前述の危險あるを以て從來に於て  
 は唯單り兒童のみを收容したる棄兒院等の如きも  
 のなりと雖も漸次之を變更して母と共に之を保護  
 するの事實を生ずるに至れり

永年間此事業に就て經驗を積み且多數の兒童を收  
 容したる所の(現時收容兒童平均二千一人なりとす)  
 前述したる某棄兒院の最近の報告に依れば中に云  
 へることあり眞に殺兒の犯罪を防遏せんと欲せば  
 母と協力して之を爲さる可からず單に或一方の  
 み如何に忠實熱心に之を防遏せんことを計るとも  
 到底其の効を奏する能はず而して此の如くして救  
 助せられたる嬰兒は實に不幸なる母の救世主とも  
 謂ふべきものなり云々と是を以て母と共に兒童を  
 收容するの組織に變したる以來昨年以來に於て兒童と  
 共に收容したるの母四百四十五人なりとす

然りと雖も此等の組織を以て一時的に非ずして永  
 久に母若くは兒童のみを保護するに就ては嚴格な  
 る注意を要すべき者あり當に以て其收容者を目し

らば必ずや此の如き組織に兒童を收容したる以  
 來起りたる死亡者の數は却て寧ろ増加するあるを  
 見ん法律は此等の兒童を保護したるが爲めに彼  
 等婦人は之に關して比較的道德の進路を採るを得  
 べしと雖も而かも亦其死亡者の多きは是れ主とし  
 て母と分離せしめたるの法律に依らずんばあら  
 ず

死亡者の多少如何は別問題としても唯單に母の手  
 を離れて兒童を保護する所の制度組織は改良を要  
 すべき害惡を永久に存在せしむるものなり  
 即ち其の害惡たるや左の三點なりとす

- 一、母をして其兒童を養育するの責任を容易に  
 免かれしむることを得せしめたるの結果社會  
 の無智愚弱の徒をして益々羞耻外道を専らと  
 し却て其恩恵に浴せんことを計るに至るへし
- 二、天理に背返したる母親を救助するときは間  
 接に其の母たるの尊敬を失ひ其母の性質を堅  
 固ならしむる所の強固なる勢力の一を奪ふに  
 至るべきなり
- 三、一般の感情をして虚偽の基礎に依て其性質

て一般社會より特別なる種族として之を見るのみ  
 ならず尙社會の自働人民より其母を分離し母及兒  
 童をして依頼心を起さしむるが如きは最も注意警  
 戒を加ふべき點ならずや加之母は約束期間經過後  
 兒童を採ることなく單に自己一人其組織の監督を  
 脱せんと謂ふときは直に之を許すか如きは既に習  
 慣として一般に認めらるゝ所なるに於てをや  
 然らば此の困難なる社會問題を決するに當り最も  
 多望なる方法は何ぞや

ホストン及ヒラアルヒヤに於ては固より棄兒院に  
 在て兒童を救護せんには須く母の協力を要すべし  
 との説を翼賛し多年間之を實行し來り此制度は不  
 知不識の間に母を高むる良制なるを認めしと雖も  
 結局之が實行の上に就ては或組織團體に收容する  
 の方法を施さず別に異りたる制度を用ゆべきを  
 承認せり

所謂異りたる制度とは或家族殊に田舎に於て勤仕  
 すべき家を検索し母は兒童と共に其家に赴むる勤  
 勞の報酬として些少の賃銀を得るに在り  
 此の方法の利益は極めて著るしきものありて存す

管に兒童は其母の手にあるのみならず尙母も亦社會に對して完全なる普通の干係の位置に列し成るべく速に自働自活の群に入らんと志氣を養ふ上に於て効驗著しとす而て之か實驗を爲したる所に依れば母は自己及其兒童を支へんが爲めに其母の性質をして強固安全ならしむるを得と云ふ

ホストンに於ける貧母及兒童の慈善保護會を設立したる有力者の言に曰く兒童と母とを分離するは道徳上極めて不正の害あるを免かれず是れ事實の示す所にして予は之に依て正に採用せらるべき最も簡單有効なる方法を發見したり即ち自然の狀態に逆らはずして寧ろ之を助けて協力するに在り是れ實に數多の事例に就て吾人は深く其結果を觀察したりと雖も常に之が利益を見ざるはなし兒童に對する母の愛は所謂彼女の保護安全を來すの基にして助けなき兒童の保護は母の高尙なる性質を涵養し徳育激勵の具たらずんばあらず多數の人は想像して以て未婚婦人兒童を支へんことは到底爲し能はざる所なりと謂ふと雖も之れ誠に誤謬の存する所なり若し其母にして眞に兒童を支へんと欲す

る念あらは或家族に於て自己及兒童を收容し而して之に職業を與へ其母も亦之を以て多年間奉仕すへき適當の家なりとするものを發見するに難からざるなり十五年間の經驗に依り是れ最も成効を告ぐへき良法たることの確信を予に與へたるものなり

此の事業は僅少なる貴女の手に依て多年間之を實行し來れり一定の主義に依り一定の方法を固執するの得策なるを曉り峻嚴ならざる規則の下に束縛し飽く迄補助を受くる者の親族關係を維持せしめんことを努めたり茲を以て其母も亦特殊なる階級種族の者に墮落せず普通一個人として其母の性質及事情の要求するに従ひ爲に相當の保護を受くるに至れり

云々と而して此貴女の一人は此の如き方法に依り一千人の母を救助し大多數は何れも能く成効を奏したるものなりと謂ふ (未完)

### ○三十六年監獄史

#### ○監獄の直轄

後世監獄史を編く者は必ずや三十六年を記せざる可からず、山は是れ山、河は是れ河、何等の奇態なきが如しと雖も而も、山は何れの日にか爆發すべき可燃質の内に煮沸しつゝあり、河は暗流の横溢しつゝありて怒濤奔逸將に大舟を覆さむとす、表面の情態を視て以て之が看察を試むるの誤れる頗る迂たるを免かれず、識者は見て以て早く監獄の直轄制を以て改良の一步を着け得たるものと爲す理の當然のみ、形に於て監獄は其數二區を増し大坂の名物たる大監獄は果然分割せられ、函館の控訴院所在地は更に一の監獄を孕み其數に於て五十七を算するに至れり、五十七の監獄、法相直轄の下に立て能く行刑の實を擧げむと欲す、また難ひ哉一方を顧みれば從來長官と仰き來れる府縣知事は最早職辭を脱したるものとして之を顧みるの權能もなく亦顧みることを欲せず寧ろ或は内心厄介拂を爲したりとて私に喜びし者もあらむ更に驕て司法部を見れば檢事正は既に我が配下に屬した

るもの、如く漫に干渉を試みむとするの情勢なきに非ず、監獄行政は典獄固より獨立して之が實に當り十分に行刑の効を奏せむと欲するも、而も其職務たるや、事府縣行政と關しまた司法檢察事務と密着の關係を有す、或は府縣廳に交渉し或は裁判所と協商を遂げざる可からず、然るに不幸此間に立て書策せむには其地位や餘りに低く他の願便を免かれんとするに汲々たり、人爵の如何地位の高下何を關する所あらむとは畢竟我慢のみ、俗吏はまた這般の俗臭を解せざる可からず、高等官五等年俸千八百圓を限度とし其範圍内に遊弋せざる可からざるの運命を有す、亦甚だ憐むべしと爲さずや、殊に吾人の最も杞憂とする所は監獄の司法部に屬してより以來、法律を楯として形式を重んじ行政の運用に就て比較的思想を費すこと甚かに在り、司法出身者は其職務の性質上法律の適用を專にするに慣れ取捨斟酌を加ふるの觀念乏しきは免かれざる所、吾人は宜く職責上行刑の運用を完からしめんが爲めに警察裁判の官廳と能く聯絡を保ち、互に協商し進んては彼等に行刑思想を鼓吹する所なかる可からず、此點に一層の責任を加へたるを自覺す、さはあれ、直轄の制度は能く近接に本省監督の力をして普及せしめ、裁判と相待て之が執行をして同一規矩の上に辿らしめ首尾相



の逃走者を出すに妙を得たる、建築の以て恃むに足らざるを知るべく、眞鴨戒護者の以て恃むに足らざるを證すべし、身戒監督の位地に立て部内より逃走者を出すは注意疎漫の責を免かれず、逃走の伎に巧なる者は口固より覺隙の以て乗すべきを利用し逃走するを得と雖も、大凡を初より彼は逃走術に長せりとの技能を熟知するものに限り、其の未だ曾て斯る特技の有無をさへ知らざる者の爲に巧妙なる手段を弄されたるものあるを聞かず、既に彼の技能を知る上は相當の注意を拂はざる可からず、彼に於て逃走の術を弄せむとすれば是に在ても亦之に應ずるの策を施さば彼れまた特技を揮ふの餘地なからむとす、見よや逃走の名手と稱へられて彼も知り我も知る彼の山邊音槌なる者を、獄舎の老朽破壊せる熊本の監房に在て彼は依然手を拱して其術を施すの餘地なきを嘲ちつゝあるに非ずや、彼れ智力を磨かば我れ智力を以て之を禦く、結局彼は地の不利に立て天の容さざるもの、之を逃避せしむる者は我の不覺と容さるべき、逃走の名手にして既に然り凡庸の鼠賊偶々以て逃走せしむるに至るは我よりして進て之が機會を興へたるもの、其責固より追る可からず、眞鴨に次ぐものを横濱浦和の各々五人なるものとす、浦和は主として川越より逃避に係るものにして

て懲治開放主義を採る同分監に在ては多少の災厄を免かれざるべく從て理に於て恕すべき廉なきに非ず、而して其次を名古屋青森奈良岡山の各々四人なるに在り、餘は三人二人一人にして全く無き者を水戸、甲府、静岡、福井、富山、山梨、盛岡、山形、岡宮崎、鹿児島、樺戸、札幌の二十一監獄とす、逃走あるの監獄は一層看守者を督勵して戒慎せしむべく其の未だ無きの監獄も勝て兇の緒を締むるの用意なくんば破綻の生するを免かれざるべし、慢心して鼻を高ふすれば異日顰笑の種たるを想はざる可からず

○假出獄 監視假免 (別表參看)

假出獄者の數は昨三十六年に於て其數を増加し毎年三百四五十の間なりしも四百一人を以て算するに至れり、以て慶すべきか弔すべきか吾れ得て之を知らず、假出獄者の多きは喜ぶべきに似たりと雖も各監獄多少の差著し得べく隔絶したるを以て見れば厚薄の存する豫期し得べく自ら權衡を失したるの觀ある以て弔すべきが如し、三池の三十人を以てすれば宮城の十六人怪むに足らずと雖も小菅の三人甚だ勤きに非ずや、廣島の二十五人を以てして大坂の十六人に超へたる度を失したるものにして之を觀れば作業収入の多き監獄は不良の監獄と斷せざるを得ず、請ふ見よ監獄の設計若し分房監ありとすれば収入は痛く減少せざるを得ざるなり、多數囚人を一堂に使役するの雜居工業は製作品をして富饒ならしめ從て工錢の収入また多しと雖も監獄は作業場に非ざる限りは囚人の感化を主として眼中に置き之に抵牾するものは斷然拒斥せざるを得ざるなり、然れども亦工錢収入の多きを以て揚々誇る勿れ、雜居監たるを免かれずとすれば収入の多きは少きに優ること萬々

非ざるなきを得むや、其他各監獄に就て算し來れば容易に首肯し能はざるものあり、各監獄は宜く暗黙の間に自ら甚たしき不權衡を來たるの注意あらむことを望む  
監視假免も亦同じく假出獄者の多き府縣は勢ひ監視假免も亦多からざるを得ず、然るに水戸の如きは年々十人以上の假出獄者あるに一人の監視假免を得たるものなく、大坂の如き亦僅かに一人の假免申請を見るあるのみ、假出獄者は品行の善良を以て赦されたる者、俄然態度を豹變したるに非ずんば多數は付加の監視に就て假免を得べき性格を有す、然るに此不一致ある抑々また典獄の見る所と警察官の見る所を異にしたるや、監獄は進て假出獄者の付加刑者に就ては十分の注意を加ふるの必要あり

○監獄作業

監獄問題中最も至難なるものを作業とす、單に經理の上より之を顧みれば作業収入を多からしめんことを得策に似たりと雖も罪囚の感化民業の影響等を顧慮せざる可からざるを以つて一概に律する能はず、且つまた監獄内多種異様の作業を設置せむと欲すれば官司業にのみ依る能はず、而も亦相當の受負者を見出すの困難なる場合あり、予を以

て之を觀れば作業収入の多き監獄は不良の監獄と斷せざるを得ず、請ふ見よ監獄の設計若し分房監ありとすれば収入は痛く減少せざるを得ざるなり、多數囚人を一堂に使役するの雜居工業は製作品をして富饒ならしめ從て工錢の収入また多しと雖も監獄は作業場に非ざる限りは囚人の感化を主として眼中に置き之に抵牾するものは斷然拒斥せざるを得ざるなり、然れども亦工錢収入の多きを以て揚々誇る勿れ、雜居監たるを免かれずとすれば収入の多きは少きに優ること萬々  
昨三十六年に於て監獄作業収入は前年に比し優れりや否や、計數の以て審にするを得るものなしと雖も前年と大差なく若し前年より多少劣りたる心地せらるものあり、是れ主として社會經濟上の情態金融の逼迫を被むるに肝胎し、請負業者は常に退讓の氣色を以て手を引かむとし若くは嬰守して時機を伺ひ業務擴張の運に接せざればなり、官司業も亦著しく面目を改むるに至らず依然狹隘なる範圍に於て之を死守するあるのみ  
米國に於ては我監獄製造の花籃輸入禁遏法を勵行するに至り爲に花籃業者の恐慌を來すの虞ありと雖も幸に神戸領事の觀察に依り監獄製品は輸出の大部を占めずと爲し事落着せるもの、如し、思ふに是れ奸商の居中策する所あるに依るならむ







北	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	徳	和	山	廣	岡	島	島	宮	石	羅	秋	山	青	岩	福	富	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	柳	秩	
道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
一六八	四	二六	一五	一八	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
一〇七		二	一	二	五	六	二	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
二二																																					
一三																																					
一三																																					
一五																																					

○監獄建築

昨年八月一日より東京監獄は鍛冶橋より去て市谷に移れり、昨年に於て建築工事の落成したるものを同監と爲す、千葉金澤長崎鹿兒島今尚建築中に在り、政府財政の窘窮は監獄の新営工事に波及し將來の新營計畫は茲に頓挫せざるを得ず、痛むで悲まざるを得ず、獨り之のみならず延て

○吏員の減少

に迨び迫害を試みんとするに至れり、本年の三月に於て既に監獄書記の人員幾分を削り以て看守長と名稱を改め、十一月更に定員の五分を減じ看守定員亦減少を見るに至れり、年々歳々人は益々減じて事務は愈々複雑を加へ忙は忙を重ねて早出晚退尚能く事を辨せざるものあり、忙の如何固より

敢て苦慮する所に非ず百忙襲ひ來るも多々益々辨  
 じて按排宜きに適ふを得んこと難事非ず、普通  
 官衙の如く喫烟喫茶の爲に數時を費し難談の爲め  
 に幾時を費し結局一日の勞務僅に二三時間に過ぎ  
 ざるが如き日月閑却の方法は吾人の屑とせざる所  
 なり、俗官吏心勝を練らむと欲すれば先づ我監獄  
 界に來て事務を採れ、俸給に衣食する者我を摸範  
 とせよ動作に規律あり勤勉衆に超ゆ、體に吾人は  
 官吏社會に在て摸範を以て自任すべき官人たるを  
 信ず、吏員の減少何ぞ憂へ、恐るゝ所かあらむ、  
 寧ろ我の望む所、此僅小なる人員を以て複雑の事  
 務を處決する流るゝが如く毫も停滯の跡あるを見  
 ず、人の愚きは我の手腕と伎倆とを練る上に於て  
 最も好望とする所、争てや此好戰場に立て旗幟を  
 翻し願ひて他の幾多官人を塵かば凛然風を望んで  
 傲ふ者また尠なからざるべし、我の一人を以て彼  
 の三四人に當る一騎當千の勇士は控へて斯界に在  
 り、吏員の寡小我れ何ぞ畏れむや唯恐る所のもの  
 給養の充全ならざるのみ、報酬の以て勞に酬ゆる  
 に足らざるのみ、繁務は人之を解せずして報酬は  
 他との均衡を保たしめんとす、天下具眼の士亦乏  
 しと哉

は後日の参考とも爲り、殊に一年間の功程を見て  
 更に本年一層の力を添ゆるの機と爲るべし、別に  
 報告例には其定めなきも一面之を監督官廳に提出  
 して之が参考に供するも妙なり

○假出獄稟請の手續

假出獄申請書に添付すべき一件書類は訓令若は通  
 牒にて大凡そ一定し居ることにして身上票も其内  
 の一部分なるが身上票記載事項中、特に假出獄の  
 爲に警察に照會したる身元調査杯齟齬するの廉あ  
 りて例へば本人の兄弟は死亡せりと身上票に記載  
 あるも其實警察の回答には存在したる如く相違の  
 點あるも一向身上票を訂正するの勞を採らず、且  
 在監中の異變事項に就ても曾て訂正を加へたるの  
 跡なく兎角事實と相違するの事項少なからず、今  
 回特に其筋より訂正方の注意を促すと同時に從來  
 添付の身上票には警察署回答の一欄を除きたるも  
 の即ち訂正を加へられたる分を添付すれば足れり  
 と謂ふ尙名籍原簿身上票統計小票中公生私生の項  
 には公生と記し輸出若は庶生を記すべき等なりし  
 も單に嫡出庶生私生の三段に分て記載すべき義な  
 りと

從來は判任官たるの資格を有する者さへも看守と  
 爲るには一應の試験を要せざる可からず、一面に  
 於て判任官たりし者は試験を省略せり、不權衡に  
 して手數のあることなれば今回之が規程を改めて  
 判任官の資格者には總へて試験省略のことゝ爲  
 し、尙試験官は二課長なりしも一課の主管に屬す  
 るを以て改正せられたる次第なりと謂ふ

○拘留囚に關する諸帳簿

拘留囚の出入に就て長期の囚人同様一々名籍原簿  
 統計小票の作製等煩はしき手數を掛け、其實何の  
 効用もなく出監したる後入監の手續を了せざるを  
 得ざる實際の状況なれば寧ろ之を廢して今少し簡  
 略の帳簿記入の法を採り統計小票は全廢せんと  
 議其筋に起りて折角證議中の趣なれば遅くとも來  
 月初旬には事實と爲りて發表せらるべしと謂ふ

○監獄の經理年報

各監獄の沿革史を作製すべきことは文書取扱規程  
 準則の中にも見へたることにして、實際各監獄と  
 も毎一年の沿革史を作らるゝことゝ信ずるも、極

○囑託監獄警教誨師旅費額の件

監獄警教誨師囑託員の赴任又は出張の際支給すへ  
 き旅費額に付ては別段の規程なきを以て警察官吏  
 其の他内國旅費概則第五條に依り相當官と見做し  
 監獄警教誨師と同一の旅費を給すへきや將九同第  
 五條に依り華族有位帶勳告は四等旅費其他は甲號  
 旅費を支給すへきやの疑問に對し司法省に於ては  
 右等囑託員は試補見習等の如く相當官吏の待遇を  
 受くるものにあらずと第五條に依り四等旅費又  
 は甲號旅費を支給し赴任の際も車馬賃倍額を給す  
 へきものにあらざる旨回答せられたりと云ふ

○書籍の検査に就て

昨三十六年十一月廿四日廣島監獄囚人中最も惡漢  
 と認むる囚人某へ差入屋何某を代理人とし廣益玉  
 福大全(田中正治郎編輯長サ六寸巾四寸厚サ二寸  
 三分)と稱する書籍の差入れを請ふものありたる  
 を以て例の通り検査を行ひ表紙の下に於て綴糸と  
 方向を均くし洋鐵壹寸五分釘を表面の方より一本  
 裏面の方より二本を打込みあるを發見し取調中の  
 處十二月十一日同差入屋より左の通り現品を添ひ  
 申出たり

昨日囚人某に對し(十一月廿四日の囚人にあらざ)廣益玉扁大全の差入方を其父某より依頼を受けたり然に先般の書籍と同一なるを以て之を精檢したるに果して同様釘三本を打ち込みありたり因て其出所を尋ねたるに大阪積善館(書林)支店廣島市鹽屋町八番屋數鈴木常松より只今買入れ携帶したるものなりと

依之觀之釘を打ち込むは製本上の必要に出でたるものなるへしと雖も書籍検査上注意を要し且つ獨り廣益玉扁大全のみならずあらざるへしと認めらる

### ○女囚の教養

近時英國に於ては監獄の組織管理方法を變じ幼年監の設備女囚の感化法採に就て講究中なるが、ハワード協會の委員はホルロウエー女監の一層感化的手段を講せられんことを其前に上申せり、上申の要旨としては同女監の訪問委員は女囚の改良感化を資くるが爲めに一層頻繁に料理洗濯保姆其他家政に關する講話を爲されんことを望むに在りて固より従事と雖も熟練なる教師の下に此等の働を爲しつゝあることなれど之が効果を奏せむには一層頻々に行ふの必要ありと謂ふに在り

### ○愛爾蘭監獄拘禁囚の減少

なし、幸ひ德島監獄より寄贈に係る吏員の寛影もありたれば之も談話室の飾の一部と爲りぬ

### ○看守携帶の手帖

看守女監取締等の携有すべき手帖は此度趣向を改め、執務日誌と成り附録に監獄法令を添付し、極めて廉價を以て販賣すべき筈なりと謂ふ、普通の手帖を看守等に貸與するより寧ろ此種の方却て廉に且參考と爲るべき節多し

### ○奥村典獄の訃音

豫て肺炎にて加療中なりし奥村典獄は本月二十三日午後五時を名残として不歸の客と爲りぬ、悼しい哉、天此好僚友を奪ふ何ぞ惨なる、監獄改良の急務なる今日に當り前途有望なる若典獄を失ふ、予また斯道の爲に惜まざるを得ず

### ○諸星來徃

○眞木事務官は金澤監獄へ出張の處客月二十九日歸京

○小河事務官は本月十一日川越分監へ出張翌十二日歸京

○久保田局長は本月十八日嚴父病氣に付看護歸省

○畑山崎南典獄は本月十七日上京同二十四日歸任

第十七卷 第一號

叙任辭令

ハワード協會幹事は此程愛爾蘭監獄を視察しダブリン府に在る有名なるマウンツモイ女監に到り女囚の數に十五人迄に減少したるに打驚きたりと謂ふ、二十年前迄には約五百人ありしが今は僅に十五人に減じ男囚も亦二千人の監獄が二百人に減ずるの有様にて重罪もなく唯何れも飲酒に關する微罪のみに過ぎずと謂ふ、此減少の原因は農民の富んだると裁判の輕減に在りて懲役刑に處分せらるべき者も今は極めて緩和なる處分と爲じたるに依る、桃源の仙裏羨ましき限と謂ふべし

### ○本會茶話會

本月十九日午後一時より茶話例會を兼ね落成式を舉行せり參會の諸士は法相を始とし本省の高等官總積大學教授及大久保知事石塚參事官長手島事務官臺灣總督府等知名の士にして無慮百有餘名、石澤委員の祝詞に對し藤澤委員の報告平沼參事官の講話會頭の挨拶ありて立食の宴に移り茶話會談に時を移し、散會したるは午後四時頃なりき、其講話筆記は次號に掲載すべく、近年に無き盛會なりき、談話室食堂杯には小河委員の歐洲より齎らせる寫真數十葉を展列し、ハワード、エリサベスフライ女史の監房訪問の畫像杯は一入際目立て見へ其他監獄内外部の寫影何れも珍奇ならざるもの



十一月二十八日  
金澤監獄詰を命ず  
五級停下賜  
任典獄

栗鴨監獄詰を命ず  
一級停下賜

文官任用令第三條第四號に依り休職を命ず  
十二月五日  
任司法次官

叙高警官一等  
十二月八日  
金澤監獄へ出張を命ず  
十二月廿三日

階級高警官五等  
階級高警官六等  
階級高警官六等  
階級高警官七等  
階級高警官七等  
二級停下賜

典獄 白井助之進  
監獄事務官 山上 義雄  
典獄 神野 忠武  
正五位勳四等 石淺 敏一  
監獄事務官 眞木 壽

典獄正七位 四王天數馬  
典獄從七位勳六等 神尾虎之助  
典獄從七位 奥村 勘次郎  
典獄正八位 川口 雄朗  
典獄正八位 鈴木 信彌  
典獄 若山 茂雄  
典獄 河原 政幹



二 新聞雜誌ノ購讀  
 三 毎年一回以上武術會ヲ開ク  
 四 毎年一回以上運動會ヲ開ク  
 五 會員ノ死亡又ハ重病或ハ不時ノ災厄及其ノ一家族中父母妻子ノ死亡シタルトキハ一團以上五團以下ノ金錢若クハ弔詞ヲ贈リ之ヲ慰籍申問ス

### ○秋田出獄人保護所寄附行爲

#### 第一章 總則

六 慈善事業ノ經營ニ付テハ土佐慈善協會ト氣脈ヲ通スル事  
 第六條 會員中職務ノ爲メ死傷者アリタルトキハ又ハ退會者ニシテ在職中特ニ功勞ノ著シキ者ニ對シテハ一團以上十團以下ノ範圍ニ於テ金錢若クハ物品ヲ贈與スルコトアルヘシ  
 第七條 前二條ノ事項ハ會頭ノ命ヲ受ケ委員會ニ於テ之ヲ審査シ決裁シ施行スルモノトス但委員會ハ委員三分ノ二以上出席スルニ非ラサレハ開會スル事ヲ得ス  
 委員會ノ會長ハ委員長ヲ以テ之ニ充ツ

#### 第二章 目的及事業

第八條 會場及日時ハ委員ヨリ通知スルモノトス  
 第九條 會員中典獄看守長監獄醫官教師護士等ハ毎月十錢看守女監取締授業手ハ同五錢沖丁ハ同三錢ヲ贈出シ會費ニ充ツルモノトス  
 第十條 會費ハ毎月奉給受取總代ニ於テ取纏メ之ヲ書記ニ納付スルモノトス  
 第十一條 本會ノ費用ハ委員協定ノ上會頭ノ決裁ヲ經テ支出スルモノトス

第十三條 本會會則ハ通常會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ贊成アルニアラサレハ改正スルコトヲ得ス  
 第一條 本所ハ民法ノ規定ニ從ヘ主務官廳ノ許可ヲ得テ財產法人トス  
 第二條 本所寄附行爲中變更ヲ要スルトキハ理事協議會ニ於テ決議シ主務官廳ノ許可ヲ受ク

第三條 本所ハ主トシテ秋田縣監獄ヨリ出獄シ便ルヘキ刑或故罰ナク或ハ親戚故舊ヨリ排斥セラレ現實自活シ得サル者ニ限リ本人ノ請求ニ依リ之ヲ保護スルヲ其目的トス  
 第四條 本所ニ於テ保護ヲ與ヘキ出獄人ヲ左ノ二種ニ區分ス  
 前條ノ出獄人ニシテ實際他ニ依ル處ナク若クハ旅費ヲ有セス自己ノ住所ニ歸復シ得サル者ヲ本所寄寓所ニ收容ス住所地ニ歸還シタル出獄人中郷里ノ信用ヲ失シ一時就職ノ道ナキモノハ便宜其ノ所在地ニ於テ之ヲ保護スルコトヲ得

第五條 事業ノ施行順序ハ理事及主事協議會ノ上ニ於テ定ム  
 第六條 本所ハ秋田出獄人保護所ト稱ス

第七條 本所ノ役員ハ行務報告トス  
 第十三條 本所ノ役員ハ行務報告トス

但シ主事及書記ニ對シテ手當又ハ報酬ヲ給スルコトヲ得  
 第十六條 本所ノ役員ハ任期ハ滿二ケ年トス其任期期間終了前理事協議會ニ於テ後任理事ヲ選舉スルモノトス

但シ再選スルコトヲ得  
 第十七條 主事ハ理事ノ意見ヲ聞キ本所一切ノ庶務ヲ處理ス  
 第十八條 理事及主事任期期中死亡若クハ其ノ他ノ事故ニ依リ缺員ヲ生シタル場合ハ委任理事協議會ノ上其ノ補欠員ヲ選舉ス

第十九條 理事及主事ニ於テ刑事ニ關レ若クハ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ事務ニ差與スルコト能ハサルカ又ハ本所ニ對シ不利益ノ所爲ヲ爲シタル場合ハ在任理事協議會ノ上直ニ之ヲ退任セシムルモノトス  
 第二十條 事業ノ報告及財産目録並ニ經費ノ豫算決算ハ主事ニ於テ之ヲ調査シ理事ノ承認ヲ受クルモノトス  
 第二十一條 前各條ノ外必要ナル施行規則ハ理事及主事協議會ノ上別ニ之ヲ定ム

#### 附則

#### 第四章 存立期間

第八條 本所ノ存立期間ハ無期限トス  
 但シ法定ノ解散事由アル場合ハ此限リニアラス

#### 第五章 資產及經費

第九條 本所ノ資產ハ本所ノ財産ヨリ生スル所得及有志者ノ寄贈ニ係ル金銀物件并ニ其他ノ雜收入ヲ以テ組織ス  
 第十條 本所ノ目的ヲ達セシムル爲メ必要ナル費用ハ基本金ヨリ生スル利子其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充テ尙剩餘アルトキハ基本金ニ編入ス

第十一條 有志者ノ寄附金ハ其ノ費途ヲ指定シタルモノノ外ハ總テ之ヲ基本財産ニ編入ス  
 第十二條 本所ノ基本財産ハ理事ノ管理シ其ノ他ニ於ケル金銀及物件ハ主事ノヲ保管ス

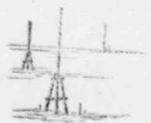
現金ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルモノトス 財産ノ管理及金錢物件ノ取扱ニ關スル規定ハ理事協議會ニ於テ之ヲ定ム

#### 第六章 役員

第十三條 本所ノ事務ヲ所理セシカ爲メ左ノ役員ヲ置ク  
 理事 七名  
 主事 一名  
 書記 一名

但シ時宜ニ依リ理事協議會ノ決定ヲ經テ書記ノ員數ヲ増減スルコトヲ得  
 第十四條 理事及主事ハ設立者協議會ノ上ニ於テ選任ス

#### 第十七卷 第一號 地方通信



# 廣 告

奥村典獄豫て病氣の處養生不相叶本月二十三日遠逝の旨訃音に接し候此段謹告候也

小 河 滋 次 郎  
神 尾 虎 之 助  
明 治 三 十 七 年 一 月  
印 南 於 菟 吉

追て舊監獄官練習所同窓生は從來の例に依り高等官壹圓判任官五拾錢の振合を以て弔慰金醜集仕度乍御手数來る二月二十九日迄に堀川監獄第一課長伊藤俊光氏へ宛爲替金御送附相成度候尤も既に香奠を送られ候向は二重に御差出に不及義と存候尙爲替金受領の氏名は更に本誌に廣告可致候

# 緊 急 會 告

本會新築工事落成候ニ付テハ會務一切ハ同所ニ於テ取扱候間從來東京監獄藤澤委員宛ヲ以テ御送付相成候會費ノ義モ自今同所藤澤委員へ宛爲替ハ凡テ神田一ツ橋通郵便受取所へ御振込有之度候也

但シ當分ノ内麴町區飯田町五丁目三十二番地假事務所ニ於テ事務取扱候也

明 治 三 十 七 年 一 月 二 十 日  
監 獄 協 會

追テ今以テ永樂町等へ書面御差出ノ向モ徃々有之差支不尠候ニ付特ニ御注意相成度申添候也

明 治 三 十 七 年 一 月 二 十 日

發行人兼編輯人  
印刷所  
印刷所

東京市麴町區飯田町五丁目卅二番地  
東京市麴町區內幸町一丁目五番地

磯村政富  
磯村允貞  
監獄協會  
惠愛堂

